

平成 17 年度

世界の海洋グループ活動への参画

活動報告書

— 海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究 —

平成 18 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

本報告書は、競艇の交付金による日本財団の助成を受け、平成 17 年度「海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究」で実施した、世界の海洋グループ活動への参画に関する活動の結果をとりまとめたものであります。

1994年に発効した国連海洋法条約により、わが国は広大な管轄海域を有することになりました。しかし、管轄海域の具体的管理については、国連海洋法条約の枠内だけでなく、リオの地球サミットで採択されたアジェンダ 21 の第 17 章や、生物多様性条約などの環境関連条約など、環境や開発・利用などの多くの問題を統合して管理していかなければなりません。米国、英国、カナダ、オーストラリア、韓国、中国などの主要な海洋国家は、こうした認識の下、統合的な海洋政策および関連法の整備を積極的に進めています。同時に、これら国家はお互いの経験を共有し、よりよい統合的な海洋管理を行うために、政府、国際機関、NGO、学術関係者を含めた国際会議を開催し、海洋政策および海洋の持続可能な開発・利用について討議を行っております。また、国連海洋法条約発効から 10 年以上が経過した今日、当時想定されなかった多くの海洋問題が生じており、国連などの場でその対策が議論されております。しかしながら、日本の場合には統合的な海洋管理を行う単独の行政組織がないために、一連の国際会議の動向について、分散して情報が回覧され、結果として統合管理が遅れている現状にあると言わざるをえません。

当財団では、こうした認識の下、わが国の統合的な海洋管理および海洋政策の策定に寄与することを目的として、世界における海洋関係のフォーラムおよび国際会議へ参画してまいりました。本報告書は、その結果をとりまとめたものであります。

この報告書をわが国の海洋管理のあり方を検討する際の基礎資料の一つとして役立てていただければ幸いです。

平成 18 年 3 月

海洋政策研究財団
会長 秋山昌廣

目 次

1. 背 景

2. 目 的

3. 本年度の成果

3-1 CSD-13

3-2 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOS)第6回会合

3-3 東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)

3-4 第3回 IUCN アカデミー環境法コロキウム

3-5 上海海洋政策フォーラム

3-6 TOPS2005

3-7 第3回海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議

3-8 水フォーラム

1. 背景

1994年に発効した国連海洋法条約のもと、各国は海洋の利用や海洋環境の保護などに取り組んでいるが、その実施にあたっては、各国がそれぞれ責任を持って海洋を総合的に管理することが重要である。広大な海洋管轄権を持つ海洋国では、近年、海洋に係る法整備を積極的に進めているのに対し、我が国では、海洋に関する行政が多くの省庁に分散されており、海洋に係わる総合的な海洋政策が策定されていないのが現状である。

一方、2002年8月にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発のための世界サミット(WSSD)」では、海洋や沿岸域の問題が議論され、国連海洋法条約の施行や持続可能な開発のための行動計画“アジェンダ 21”の実施の促進などをはじめとして多くのことが実施計画に盛り込まれた。また、世界から集まった官民の海洋関係者の有志が海洋グループを形成し、海洋の懸案事項を討議する会議を定期的で開催するとともに、協力して実施計画の実施や海洋政策の推進・分析を行うようになっていった。

2. 目的

本調査は、海洋に関する国連非公式協議プロセス(UNICPO)、東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)、海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラムなど主要な海洋グループ、プロジェクト、国際会議などに参画し、国際機関や諸外国の先進的な海洋政策について調査・分析することを主な目的とする。また、あわせて収集した情報を関係機関に積極的に発信する。

3. 本年度の成果

本年度は、表-1に示す国際会議に参画した。

表-1 平成 17 年度に参加した会合一覧

年・月	会議名	場所
2005 年 4 月	持続可能な開発委員会第 13 会期(CSD-13)	NY
2005 年 5 月	東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) の地域実施メカニズムに関する作業部会	マニラ
2005 年 6 月	UNICPOLOS (海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス) 第 6 会期	NY
2005 年 7 月	第 3 回 IUCN アカデミー環境法コロキウム	シドニー
2005 年 7 月	海洋政策フォーラム	上海
2005 年 8 月	PEMSEA 第 11 回プログラム運営委員会	シエムリアップ
2005 年 10 月	The Ocean Policy Summit 2005 (TOPS2005)	リスボン
2006 年 1 月	第 3 回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議	パリ
2006 年 3 月	水フォーラム	メキシコ

以下、各会議の概要と要点を整理する。

3-1 持続可能な開発委員会第 13 会期(CSD-13)

(1) CSD-13 の概要

持続可能な開発委員会(Commission on Sustainable Development)とは、1992 年の国連環境開発会議(UNCED; 地球サミット)において採択されたアジェンダ 21 において、「ハイレベルの持続可能な開発委員会を国連憲章に従い設立すべき」とされたのを受け、1993 年に国連経済社会理事会(ECOSOC)のもとに設立された。その目的は、アジェンダ 21 に関する国連や各国の活動の実施状況のレビューと監視、アジェンダ 21 の資金源やメカニズムの定期的見直し、NGO との対話や、国連総会への適切な勧告などである。国連および専門機関加盟国の中から ECOSOC 理事国により選出された 53 ヶ国から構成されている。日本は設立以来、メンバー国である。

CSD は、毎年会合を開催しており、2005 年は 13 会期にあたる。CSD 設立後、ヨハネスブルグ実施計画やミレニアム開発計画などの重要な国際的文書が採択されており、「持続可能な開発」のために CSD は大きな役割を果たしてきた。2004 年の CSD-12 から、テーマ毎に 2 年1サイクルで議論を行うこととなった。1 年目は実施状況の評価、2 年目はそれを踏まえた今後の取組に関

する政策を議論することとなっている。とくに、持続可能な開発に関する経済的、社会的、環境的側面を統合した方法で議論を行う。

以下は、CSD のスケジュールである。

年	テーマ	Cross-cutting Issues
2004/2005	<ul style="list-style-type: none"> ・水 ・衛生 ・人間居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困緩和 ・非持続的な消費と生産パターンの変更 ・天然資源の保護・管理 ・小島嶼開発途上国 ・アフリカの持続可能な開発 ・ジェンダーの平等 ・組織的枠組み ・教育
2006/2007	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のためのエネルギー資源 ・産業開発 ・大気汚染 ・気候変動 	
2008/2009	<ul style="list-style-type: none"> ・農業 ・農村開発 ・土地 ・干ばつ ・砂漠化 ・アフリカ 	
2010/2011	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送 ・化学 ・廃棄物管理 ・鉱業 ・持続可能な消費と生産パターン計画の10年 	
2012/2013	<ul style="list-style-type: none"> ・森林 ・生物多様性 ・バイオテクノロジー ・ツーリズム ・山 	
2014/2015	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋 ・海洋資源 ・小島嶼開発途上国 ・災害管理 	
2016/2017	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況の総括 (アジェンダ 21、ヨハネスブルグ実施計画) 	

今回の CSD-13 では、John Ashe 氏 (Antigua and Barbuda) を議長に、「水、衛生および人間の居住」について、CSD-12 において議論された同問題の実施状況をふまえて、これらの問題に対応し、アジェンダ 21、ヨハネスブルグ実施計画やミレニアム開発計画などの国際的なコミットメントを達成するためにどのような政策をとるべきかについて議論が行われた。同時に貧困や女性の役割、先住民の権利などの関連事項についても分野横断的に議論が行われた。

今回は、とくに CSD のシステムが変わって以来はじめての政策レビューであり、その結果によっては今後の CSD のあり方を左右する可能性があるため、注目を浴びており、報告書の内容について熱い議論が展開された。とくに、グループ 77+中国(いわゆる途上国グループ)と先進国との対立が激しく、会期中何度も非公式会合による調整が行われ、報告書は最終日の深夜 1 時ようやく採択された。

なお、CSD-11 以降、持続可能な開発の達成のためにパートナーシップおよび教育の重要性が認識され、さまざまなサイドイベントやパートナーシップ・フェア、ラーニングセンターの催し物が開催された。

(2) CSD-13 における議論と成果

CSD-13 における議論では、テーマ全体に関係する問題として、政府開発援助(ODA)に関する対応とグッド・ガバナンス理念の導入について、政府間で見解が分かれた。

途上国は、今後も ODA については分野ごとではなく国毎に支給すべきであり、十分援助受入国と協議すべきであり、途上国は支援を受ける権利を有するというアプローチを CSD の文脈に導入するべきであるという立場を主張した。一方で、米国は ODA を受ける「権利」に関する途上国側の主張を否定した。

グッド・ガバナンスについては、途上国側がその導入に反対した。とくに、今回のテーマについてすべてのレベルでガバナンスを達成すべきとする主張について、途上国側は、地方レベルでのガバナンスに懐疑的であり、水の管理や居住問題については個別国家の状況により政策はさまざまであり、地方レベルや市民レベルでのガバナンスの必要性を明記することは現実的ではないと主張した。

結果として、ODA については権利を基にしたアプローチは否決され、グッド・ガバナンスについても国際レベルでのみ達成すべきであるとされた。

個別分野ごとの主な議論および成果については以下の通りである。

① 水

水問題については、安全な飲料水にアクセスすることができない人々の割合を 2015 年までに半分にするという目標をいかに達成すべきかが議論された。

水問題については、明確に途上国と先進国とで議論が分かれた。

第一に、ODA をめぐる問題である。途上国は、水に関する ODA を増やすべきであると、条

件(いわゆるコンディショナリティー)を緩和すべきであると主張した。一方で、EU などは、コスト回復の重要性を指摘し、国内および国際的な投資を惹きつけるようなものでなければならないと主張した。

第二に、水資源管理に対するエコシステムアプローチの採用について争われた。途上国側は、エコシステムアプローチの曖昧さを指摘し、持続可能な開発の文脈における環境の重要性のみを強調するものであると議論した。

第三に、水資源に対するステークホルダーの役割についてである。途上国側は、若者、女性、社会の役割についてはある程度の認識を示したものの、水資源の民営化(privatization)に反対し、政策の中に民間を含むステークホルダーの役割を明記することに反対した。

結果として、途上国側の見解が通ることとなり、エコシステムアプローチの採用およびステークホルダーの役割については削除されることとなった。

合意された主な内容は以下の通りである。

- 水へのアクセスに関する目標を達成するために、ODAを含むさまざまな資金源を増加し、これを促進すること。
- 実効的な水管理とサービスの提供のために、地方および国レベルで能力を構築すること。
- ローコスト技術を開発し、移転すること。
- 河岸国間で協力を高め、アフリカにおける basin-wide イニシアティブをサポートすること。
- 水資源の質・量・利用をモニターするシステムを開発すること。
- 2005 年の国際水資源管理に関する目標を達成するために技術支援と財政支援を促進すること。

② 衛生

衛生問題では、貧困問題や女性問題に言及しながら、以下の内容が合意された。

- 基本的衛生へのアクセスについて:ヨハネスブルグ実施計画における衛生に関するターゲットを達成するために、以下の施策をとる。
 - ODA などの資金源を増加させること(とくに衛生をターゲットとしたものについて)
 - コスト回復アプローチを採用すること
 - 難民への支援
 - 文化的に適切で、低コスト、環境に優しい衛生技術へのアクセスを確保すること
- 衛生教育について:ジェンダー・センシティブアプローチの採用などを考慮する。
- 排水管理についても、財政・技術支援を通じて向上させる。

③ 人間の居住

人間の居住問題については、途上国対先進国という対立方式だけでなく、各国の国内事情に

応じた議論が展開された。

第一の議論は、居住問題に関する地方レベルでの管理と計画である。EU などが地方レベルで管理すべきとしたのに対し、ロシアなどは国家により国内法制のあり方が異なる点を上げて反対した。第二の議論は、外国による不法占拠下や旧植民地支配下にあった人々の権利についてである。とくに途上国は、外国の不法占拠から生じた違法な居住を排除することを政策として掲げる案を提出した。しかし、多くの国家が、こうした問題は CSD およびヨハネスブルグ実施計画の内容ではないとし、国家の領域の一体性を脅かすような問題を取り上げることはできないとして反対した。結局、この問題については、人間の尊厳を尊重することを基本に不法占拠下や植民地下にある人々の権利を実現するための障害を取り除くということで決着した。しかし、報告書採択時にこの決着については同意しないとして留保する国家がいた。

人間の居住に関する主な政策については以下の通りである。

- ・ 統合計画と管理: 新たなスラムの出現を防止するために、統合計画と管理を行うこと
- ・ 土地、住居、基本的サービスへのアクセス:
 - ミレニアム開発計画におけるスラムに関する目標を達成すること
 - pro-poor 政策の策定
 - 貧困層への補助
 - 女性の権利および官民パートナーシップの促進
 - 難民支援国に対するサポート ほか
- ・ 雇用と投資の増加: 居住問題に関する民間セクターの投資を増加させる

(3) CSD-13 の評価

CSD-13 は、はじめての政策レビュー年であったため、持続可能な開発を達成するための新たな理念やアプローチの導入などにかなり慎重な立場がとられたようである。とくに、海洋との関係では、エコシステムアプローチが途上国により否定されたことは重要である。海洋の分野では、エコシステムアプローチは一部導入されており、米国の海洋政策に関する報告書でも取り入れられている。また、GEF などは、その援助ツールとして、大規模海洋生態系アプローチを採用していることから、水問題に対して、エコシステムアプローチが採用されなかったのは残念である。

今回のテーマでは、海そのものを扱ったものではないが、水問題と関連してアイスランドなどが、水資源管理における海洋の役割を指摘していた。今後、地球全体の水管理として海洋の位置づけを認識させるよう努力する必要性を痛感した。そうした意味で、IOI が主催した淡水と海水に関するサイドイベントは重要な位置づけを有するものであろう(次章参照)。

今回の会議では、国際社会における持続可能な開発の現状が浮き彫りとなり、海洋問題へのアプローチにも影響を及ぼすものであり、その議論を目の当たりにしたことは非常に有意義であった。

(4) CSD-13 サイドイベント: Side-event on White water / Blue water Sustainability of Coastal Communities (International Ocean Institute 主催)

UNCSD は、アジェンダ 21 と WSSD 行動計画の実施促進を図るために毎年 2,3 のテーマを議題として開催されている。2005 年の UNCSD-13 の議題は、「水、衛生、人間定住」であった。この場合の「水」は、主として「淡水」の問題として受け止められている。

しかし、「水、衛生、人間定住」は、海洋と大いに関係があり、これらの問題を検討する際には、海洋、あるいはそれを中心とする水の循環の視点および全体的アプローチが必要である。

そこで国際海洋政策研究所 (IOI) は、これらの相互関係、その複合性および横断的政策の必要性にかんがみ、CSD のサイドイベントとして「White water/ Blue water- Sustainability of Coastal Communities」の開催を CSD に提案し、承認された。

このサイドイベントは、2003 年 3 月京都で開かれた第三回世界水フォーラムにおいて、IOI とシップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所が共催した特別セッション「水はめぐる森、川、海、空--- (Dialogue between the Ocean and Freshwater Communities)」の成果に基づいて企画されたものである。

このような経緯にかんがみ、今回、IOI から当方に、上記の特別セッションの成果およびその後の進展、特に東京宣言「海を護る“などについて、サイドイベントで基調講演をしてほしいとの要請があったので、これを受けて同サイドイベントに出席し、講演を行ったものである。

サイドイベントは 4 月 21 日に行われた。会議の議長は、IOI 会長 Dr. Awni Behnam が務めた。寺島常務理事は、「Integrated Management of Fresh and Ocean Water, and Tokyo Declaration」というタイトルで基調講演を行った。

なお、サイドイベントのプログラムは、次のとおり。

開会来賓挨拶 Dr. Pullicino マルタ自然資源・環境大臣

基調講演 Mr. M. Jarraud WMO 事務局長

寺島紘土海洋政策研究財団常務理事

Mrs. Anna Tibajuka 国連人間定住計画 Executive Director

パネル・ディスカッション

司会 Dr. Noel Brown Friends of United Nations, President & CEO

Dr. R. Rajagopalan IOI 理事、前インド工科大学教授

Dr. V. Vanderweerd (代理出席) UNEP GPA

Dr. Y. Kinnas 前ギリシャ環境大使

寺島常務理事の基調講演では、第 3 回世界水フォーラムの特別セッションの趣旨とその成果、陸域の降雨・水利用に及ぼす海洋の影響、淡水が海洋環境に与える影響、森・川・海のつながりと住民の協力などを紹介し、淡水と海水の統合的管理の必要性について述べ、最後に、昨年 12

月当財団主催の国際会議で採択した東京宣言「海を護る」を席上配布して新しい海洋安全保障概念“海を護る”とその実現のための具体的措置の提言を説明し、趣旨に賛同する関係者の協力により具体的措置を実現していくことを呼びかけた。

会議には、国連の関係機関の責任者を含むそれなりのクラスの人々50人ほどが出席した。今回のCSDが主として淡水に焦点を当てていたこと、同じ時間帯に並行してECの大きなサイドイベントが開催されていたことなどをあわせて考えれば、質量ともにまずまずの出席者を得て、海水と淡水の統合的管理の必要性について注意喚起し、あわせて東京宣言“海を護る”を紹介してその実施に理解と協力を要請することができた。

3-2 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOS)第6回会合

(1) UNICPOLOS-6の沿革および目的

海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOS:United Nations Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea)は、1999年11月24日の国連総会決議 A/RES/54/33により導入された、海洋問題を議論する非公式協議プロセスである(毎年開催)。主に海洋法条約に規定されていない新たな海洋問題を特定するという認識で行われ、協議の成果として勧告がとりまとめられ、国連総会へ検討のために提出される。3会期ごとに協議プロセスの継続が審議されることとなっており、6会期を向かえる今回は、来年以降UNICPOLOSが継続されるかを見極める上でも重要な位置づけを与えられていた。

UNICPOLOS-6は、Philip Burgess氏(オーストラリア)とCristian Maquieira氏(チリ)の共同議長により、2005年6月6日から10日の間、国連本部(NY)で開催された。Burgess氏は、UNICPOLOS-4から議長を務めている。今回のUNICPOLOS-6の議題は、「漁業とその持続可能な開発への貢献(Discussion Panel A)」と「海洋ゴミ問題(Discussion Panel B)」であった(国連総会決議 59/24の勧告に基づく)。また、海洋問題に関する国連機関の協力およびコーディネーションに関する問題についても検討された。

今回、各国政府、国際機関、NGO、学界から約400名が参加した。日本政府団は、外務省経済局海洋室、水産庁資源管理部、独立行政法人水産総合研究センター・遠洋水産研究所、社団法人大日本水産会、社団法人日本トロール底魚協会、日本鯉鮪漁業協同組合連合会により構成されていた。国際機関関係者は、EC、AALCO、国際深海底機構、国際海洋法裁判所、IUCN、ILO、IMO、UNESCO/IOC、世界銀行、UNEPなどが中心であった。NGOからは、日本財団、グリーンピース、International Coastal and Ocean Organization(デラウェア大学)、Natural Resources Defense Councilなどの出席があった。

(2) 議事および成果

Plenaryでは、「漁業とその持続可能な開発への貢献」と「海洋ゴミ問題」のテーマを中心として、

政府、国際機関、NGO により、その見解や取組み、懸念事項、および今後必要となる海洋問題へのアプローチなどが報告・議論された。カナダ、オーストラリア、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ノルウェーなどは、IUU 漁業撲滅のための管理、既存の国際漁業法制度の遵守、責任ある漁業などの漁業管理について見解を示した。米国は、こうした中で漁業における生態系アプローチの必要性を喚起した。NGO は、ウミガメなどの絶滅危惧種の保護のために太平洋においてモトリアムを設定する必要性や、特定の漁法の禁止を求めた。

海洋ゴミについては、若干メキシコ政府が述べる程度に留まり、Plenary では漁業問題に関する報告が中心であった。

Discussion Panel A: 漁業とその持続可能な開発への貢献では、(a) 漁業に関する国際的動向、(b) 商業および大規模 (Large-scale) 漁業、(c) 小規模 (Artisanal/Small-scale) 漁業、(d) 科学および市民社会の漁業への役割について、議論が行われた。

(a) 漁業に関する国際的動向は、FAO や地域的漁業機関の近年の会議や委員会 (26th session of Committee on Fisheries など) の内容、5 月末にカナダで開催された公海漁業およびストラドリングストック協定に関する国際会議の結果が報告された。

(b) 商業および大規模漁業では、主に公海上での漁業の問題が取り上げられ、水産業界の海洋環境保護のための取組や、Bottom Trawling 漁業の禁止の必要性が議論された。モトリアムの設定に対して議論が集中し、パネリストおよび多くの国家がモトリアムは結局、違法操業者を益するだけであることを指摘した。一方で、(d) 科学および市民社会の漁業への役割のセッションでは、モトリアムを含む MPA が漁業資源保護のために有益であることや、深海底の生物多様性を保護するために予防原則を用いて規制を行うべきである点が指摘された。

質疑応答では、プレゼンテーションに使われた科学的データそのものが争われるという局面もあり、漁業をめぐる各国政府の立場の違いが顕著となった。

Discussion Panel B: 海洋ゴミ問題では、UNEP/GPA などの国際機関や NGO、各国政府の取組が紹介された。漁具などの海洋投棄により、生物およびその多様性に影響が生じている点や、船舶からの不法投棄により海岸がゴミで覆われ、小島嶼発展途上国の観光産業にダメージを与えている点が指摘された。今後、国際的な規制や民間部門の自主的な取組の必要性について、各国政府、NGO の見解の一致が見られた。

その他に、海洋に係わる国連機関の連携や協力を強化するための UN-OCEANS プロジェクトについて報告が行われた。多くの政府や国際機関がこの取組に肯定的であったが、一方で予算の問題やプロジェクトの意義に関して疑問が提起された。

6 月 9 日の午後に、議長から勧告案が配布された。勧告案は、漁業とその持続可能な開発への貢献、海洋ゴミ問題、協力とコーディネーションの 3 つのセクションに分かれていた。最終日に、勧告案について議論が行われたが、漁業のセクションにおいて政府の見解が分かれ、深夜 1 時に時間切れとなり会議は終了した。このため、総会へ提出する勧告案を採択することができなかった。勧告案は、漁業については、検討結果に不満を残す政府がいたものの、一通り合意でき

たが、海洋ゴミ問題などについては時間切れとなり、総会で再度議論することとなった。

勧告案で、合意された点は以下の通りである。

漁業とその持続可能な開発への貢献について：

(一般事項)

- ・ IUU 漁業を撲滅し、WTO において取組が行われている漁業への補助金の削減を実施する
- ・ ストラドリングストック協定などの公海漁業に関する国際条約の原則を確認する
- ・ 開発途上国における漁業および水産品の重要性を考慮し、WTO の義務に違反する貿易障壁を取り除く

(地域的漁業に関するもの)

- ・ 各種漁業関係の条約を批准し、管理手法を適用すること
- ・ 予防原則や最善の科学に基づく情報を採用する地域的漁業機関の貢献を評価し奨励すること
- ・ 地域的漁業機関と他の関連する機関との連携および協力を強化すること

(小規模漁業)

- ・ 貧困緩和と漁業に関する FAO の取組を奨励すること
- ・ 政策策定において、小規模漁業者をステークホルダーとして参加させること
- ・ 能力構築と技術支援を奨励すること

(旗国および寄港国の責任と義務)

- ・ 国連海洋法条約における旗国と船舶の genuine link の役割を明確にする必要性を確認し、IMO における取組に言及する
- ・ 旗国の実行を評価する基準となる国際機関で用いることのできるガイドラインの作成
- ・ FAO の寄港国モデルを適用するよう奨励する
- ・ 違法な手段により生産された水産製品を追跡できるシステムを開発するよう WTO や FAO と協議する
- ・ IUU 漁業に従事する船舶からの積み替えを寄港国で阻止する など

(その他、IUU 漁業、海洋生物資源の保護と管理、情報と科学、能力構築について)

海洋ゴミ問題および国際機関の協力・コーディネーションについては、総会において以下の勧告を検討することとなった。

- ・ 海洋ゴミに関する情報およびデータの欠如を指摘し、関連国際機関がこれらについて何らかの研究を行う
- ・ 産業や市民社会と国家がパートナーシップを発展させ、海洋ゴミが環境に与える問題について意識の啓蒙を行うこと

- ・ 国家戦略に海洋ゴミ問題を統合する(リサイクルや再生問題として)
- ・ とくに小島嶼発展途上国の海洋ゴミ問題に対する脆弱性を考慮し、能力構築の必要性を認識する
- ・ IMO がマルポール条約附属書 V を再検討し、海洋ゴミ問題に対処できているかその実効性を評価する
- ・ 5年以内に、UNICPOLOS において海洋ゴミ問題の再検討を行うよう要請する
- ・ 海洋ゴミと漁具や漁業との関連を検討する
- ・ 海洋に関する国連機関の協力を促進する UN-OCEANS を評価する
- ・ 政府、国際機関、国連機関の協力を促進すること

2005 年 7 月に議長により、上記のレポートがとりまとめられ、事務総長へ提出された。
(A/60/99)

(3) 評価

今回の UNICPOLOS-6 は、二つのテーマが立てられていたにもかかわらず、漁業問題が中心を占め、海洋ゴミ問題が形式的にしか議論されなかった感が強かった。一部の政府関係者からは、バランスを欠くとして懸念が表明されていたが、日本政府団をはじめ各国の政府代表者が、主に漁業関係者で構成されていたことから、各国政府の意識がわかる。しかし、現在、国際法において海洋ゴミについて規制する制度や機関が存在しないことに鑑みれば、海洋ゴミ問題を UNICPOLOS で取り扱い、国連総会に持ち込むことは、今後何らかの国際的なアクションを期待できるものである。とくに、海洋ゴミ問題は、観光産業に依拠する小島嶼発展途上国においては、環境だけでなく経済、産業の側面からも深刻な問題であり持続可能な開発に影響を与えるため、国際社会に問題を喚起するだけでも何らかの意義があったと捉えるべきであろう。

漁業問題についてであるが、そもそも UNICPOLOS-6 では、持続可能な開発に対して漁業がどのような役割・貢献を果たすことができるかについて検討することが求められていたが、結局は、公海上における商業および大規模漁業をいかに規制すべきかに議論の中心がおかれた。これは、昨年の UNICPOLOS-5 のテーマ(持続可能な海洋の利用、とくに国家管轄権外の区域、すなわち公海あるいは深海底に関わる漁業、生物多様性の問題)を引きずったものである。このテーマを推進していたニュージーランド、オーストラリア、グリーンピースなどの NGO の Plenary における発言や、パネリストのプレゼン内容がこうしたテーマを中心としていたこと、また議長の Burgess 氏がオーストラリア政府関係者であったことに、議論のシフトの背景があるように感じる。日本、韓国、ナミビアなどは、こうした動きに対して、UNICPOLOS-6 では漁業がいかに持続可能な開発に「貢献」できるかを議論すべきであり、漁業の「規制」を議論すべきではないとの意を示したが、こうした議論の流れを止めるまでの勢力とはならず、勧告案にも漁業規制や管理について多くの文言が盛り込まれる形となった。

UNICPOLOS-6 は、非公式会合であるにもかかわらず、政府の海洋政策の優先度や海洋戦略を、浮き彫りにした。今回は勧告案をとりまとめることができなかつたにもかかわらず、多くの国家がこうした議論を行う場が今後も必要であり、来年度以降、UNICPOLOS を継続することは重要であるとの見解で一致した。

3-3 東アジア海域環境管理パートナーシップ

(1)東アジア海域環境管理パートナーシップの概要

東アジア海域環境管理パートナーシップ (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia; PEMSEA) は、地球環境ファシリティ(GEF)、国連開発計画 (UNDP)、国際海事機関 (IMO) の支援を受けた東アジアの環境管理協力プログラムである。リオ宣言やアジェンダ 21 など多くの国際的な行動計画で指導的な概念とされる「持続可能な開発」を達成目標に掲げる PEMSEA は、2002 年のヨハネスブルグ・サミットで採択された WSSD 実施計画の地域実施として位置づけられている。

参加国は現在 12 カ国(ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、北朝鮮、シンガポール、タイ、ベトナム)であり、2007 年以降は東チモール、ミャンマー、ラオスが正式に参加する見込みである。持続可能な開発に向けた課題と具体的手法に関する各国の共通認識は、2003 年 12 月に「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia; SDS-SEA)」として正式に採択された。

PEMSEA は、途上国の海洋汚染対策・沿岸域管理支援を主眼とした第一期(1994 年～1999 年)、環境管理の促進に向けた多様な関係者間の連携強化および各種プロジェクトの実施に力点をおいた第二期(1999 年～2006 年)を経て、現在、第三期(2007 年～、以下、「新フェーズ」と称す)に PEMSEA を東アジアにおける持続可能な開発の実現にむけた長期的な地域メカニズムとして再編・強化するための準備作業が行われている。

本年度においては、以下の 2 つの会合が開催され、2007 年以降の新たな組織体制、意志決定手続き、新体制への移行戦略等について関係国間の合意が得られた。

- －東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) の地域実施メカニズムに関する作業部会(5 月 16 日～18 日、於:フィリピン・マニラ)
- －PEMSEA 第 11 回プログラム運営委員会(8 月 1 日～4 日、於:カンボジア・シェムリアップ)

当財団は、昨年度に引き続き、本年度においても作業部会およびプログラム運営委員会に出席し、東アジア海域の持続可能な開発のための長期的な地域協力のあり方に関する討議に参加した。さらに、日本や他の PEMSEA 参加国における PEMSEA の活動の位置づけ、PEMSEA と他の国際機関等との望ましい連携のあり方についても情報収集と意見交換を行った。以下、上記両会合における議論および合意内容について報告する。

(2) PEMSEA 事務局長による事業報告

PEMSEA 事務局長 Dr. Chua より、PEMSEA の活動の成果と課題について概要以下のとおり報告がなされた。

現在、2007 年以降の各国による PEMSEA の活動への参画および費用負担に関する交渉と調整が行われているが、新フェーズは各国政府のコミットメントを基盤とした枠組みとすることが合意されており、PEMSEA 事務局は、各国の PEMSEA の活動への支援形態、費用負担のオプションの特定、運営体制の準備作業を各国政府および関連国際機関と協議しながら進めてきた旨説明があった。

東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) 実施に貢献する活動としては、東アジアの大規模海洋生態系の汚染削減投資に関する世銀・GEF プロジェクト、環境投資における公共部門と民間部門とのパートナーシップに関する中規模プロジェクト、各国による SDS-SEA 実施を支援する GEF プロジェクト、東アジア海洋会議 2004 の準備作業等の進展について説明がなされた。また、統合的沿岸域管理 (ICM) の基盤作りとスケール・アップ、ICM デモンストレーション・サイトで得られた知見と教訓、越境問題への対処、環境管理能力の強化、環境投資の促進などの分野でのプロジェクト進捗状況が具体例とともに紹介された。

多様なパートナーとの関係に関しては、海洋政策研究財団、UNEP-GPA、世界沿岸都市フォーラム、日本財団リサーチ・タスク・フォース、海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラム、APEC 海洋資源保全作業部会、UNEP 地域海プログラム等との協力関係について説明がなされた。

PEMSEA の従来の活動は、SDS-SEA 実施のための地域メカニズムの堅固な基盤を提供するものであるが、一方で、使用言語の問題などコミュニケーション上の制約や、PEMSEA 参加国における政治的リーダーシップの変化、海洋・沿岸ガバナンスの中心となる政府機関の欠如などの制約もあり、SDS-SEA 実施に向けた協調的な取り組みとパートナーシップが必要であると結論付けられた。

(3) 長期的な地域協力メカニズムに向けた政府間合意文書の起草

新フェーズにおける具体的な制度上の仕組み (目標、活動の範囲、構成要素、役割と責任分担、運営手続き及び形態、財政、モニタリング、評価及び報告体制など) が協議され、その内容が以下の 2 つの文書として起草された。なお、両文書は 2006 年の第 12 回 PEMSEA プログラム運営委員会会合において承認され、同年 12 月の東アジア海洋会議にて閣僚レベルでの署名に付される予定である。

- － SDS-SEA の実施に関するパートナーシップ合意 (Partnership Agreement on the Implementation of Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia)
- － SDS-SEA の実施に関するパートナーシップ運営体制 (Partnership Operating Arrangements for the Implementation of the Sustainable Development Strategy for the

両文書の概要は以下の通り。

①SDS-SEA の実施に関するパートナーシップ合意

a)前文

WSSD 実施計画および国連ミレニアム開発目標の実現にむけた共通のプラットフォームとしての SDS-SEA の位置付けを確認するとともに、SDS-SEA 実施に向けた協力を持続可能な資源利用、地域の経済協力および統合における重要な要素として位置づけている。また、東アジア地域が直面する重要課題として、依然として悪化傾向にある環境問題や津波をはじめとする自然災害への対処に言及している。

b)長期的パートナーシップのあり方

SDS-SEA 実施には各ステークホルダーが相互補完的かつダイナミックに協力していくパートナーシップ・アプローチを採用するとした上で、東アジア諸国が直面する諸問題に対応していくために、国および地方政府、国際機関、NGO、民間部門、研究機関、金融機関およびドナー機関など全てのステークホルダーの参加の重要性を強調している。

c)SDS-SEA 実施の優先的目標

10 年単位のパートナーシップ計画を採択し 2009 年までに沿岸域に関する報告書 ”States of the Coasts”を発行すること、2015 年までに参加国の少なくとも 70%が持続可能な沿岸・海洋開発の国家政策と行動計画を採択すること、2015 年までに沿岸域の 20%が統合的沿岸域管理プログラムでカバーされることが SDS-SEA 実施における優先的目標 (Priority Targets)として盛り込まれている。なお、これら目標の達成状況を評価するための統合的沿岸域管理の定義と要件、評価基準等について踏み込んだ議論はなされていない。これまでの議論で、SDS-SEA の実施には各国がその状況と能力に応じて取り組むべきことが強調されており、現在のところ統合的沿岸域管理の定義や評価基準は各国の判断に委ねられているものと解される。

d)SDS-SEA のための地域実施プログラム

PEMSEA の過去 10 年間の成果を高く評価したうえで、今後の組織体制の大枠を以下のように規定している:政策指針を提供し SDS-SEA 実施の運営、見直し、モニタリングを行う「東アジア海域パートナーシップ・カウンスル」、SDS-SEA 実施に際して実務面および技術的側面を支援する「PEMSEA リソース・ファシリティ」、各国及びドナー機関の自主的な資金拠出による「地域的パートナーシップ基金」、多様なステークホルダーに

よる経験共有と協力を促進していくために3年毎に開催される「東アジア海洋会議」。

e) フォローアップ措置

2009年までに各国が取り組むべき行動として、優先的目標の達成に向けた段階的措置、ステークホルダー間の協力の強化、知見の共有、水質汚染低減の更なる取組み、革新的な財政メカニズム、省庁横断的・分野横断的メカニズムの構築、普及啓発活動を掲げている。

② SDS-SEA の実施のためのパートナーシップ運営体制

a) パートナーシップの範囲と目的

東アジア海域を対象範囲として、同海域が直面する諸問題に対処するためのパートナー間のコンセンサスを強化し、協働プロジェクトを通じて信頼を醸成し、沿岸・海洋の持続可能な開発および管理を行っていくうえでの地域内のキャパシティの格差を縮小し、SDS-SEA 実施における相乗効果と相互連携を図ることが目的として掲げられている。

b) パートナーの権利と役割

パートナーは、東アジア海域パートナーシップ・カウンシル、東アジア海洋会議、地域的ネットワークおよび他の PEMSEA 関連フォーラムに参加することができる。また、SDS-SEA 実施におけるパートナーシップの取り決めに参加し、PEMSEA の技術的・実務的支援と情報、知識共有ネットワークにアクセスすることができる。全てのパートナーは、各自の能力に応じて、個別プログラムにおける協力、パートナーシップ・カウンシル、東アジア海洋会議への参加などにより、SDS-SEA 実施のための地域的取り組みに貢献することが求められる。

c) 主要な運営メカニズム

東アジア海域パートナーシップ・カウンシル、PEMSEA リソース・ファシリティ、地域的パートナーシップ基金、東アジア海洋会議の4つを運営メカニズムの主要な柱とする。パートナーシップ・カウンシルは政府間会合および技術会合から構成されるものとし、概ね18ヶ月に1度会合を開く。意思決定方式は基本的にコンセンサス方式である。PEMSEA リソース・ファシリティは、会議の開催や連絡調整などの事務局機能、および、各プロジェクトの実施に際して技術的支援を提供する機能を有する。地域的パートナーシップ基金は、国、国際機関、ドナー機関等からの自主的な資金的貢献により創設される。東アジア海洋会議は3年に一度開催され、閣僚会合、国際会議、その他の関連する諸活動から構成される。

(4)新フェーズにおける運営体制と移行戦略

①組織構成

2007 年以降の PEMSEA の新フェーズにおける組織構成は、先述の政府間合意文書でも示されたとおり、以下の 4 点を主軸とする。

- a)「東アジア海洋会議」:3 年ごとに開催され、閣僚レベル会合、および、多様なパートナーが参加する国際会議とで構成される。閣僚レベル会合は、SDS-SEA 実施に係る政治的意思決定機関としての役割を果たす。
- b)「東アジア海域パートナーシップ・カウンシル」:これまで毎年開催されてきた PSC を引き継ぐ形で、PEMSEA の各事業に関する実務レベルの協議を行う。
- c)「地域パートナーシップ基金」:従来のプロジェクトごとの資金調達を、継続的な地域基金として再編する。
- d)「PEMSEA リソース・ファシリティ(PRF)」:現在の PEMSEA 事務局を再編し、地域メカニズムを運営していくための事務局機能と、各プロジェクトの実施を運営および技術的に支援する機能を併せ持った機関とする。

なお、第三期においては、上記 d)の地域メカニズムの事務局機能に関しては GEF の資金を用いず、各国の拠出金のみで費用をカバーする予定である。そのため、各国政府は事務局費用の負担の可能性について、負担額や形態を含めて意思表示をすることが求められている。これに対し、韓国は 2007 年から 2009 年までに会議の開催や事務局スタッフの派遣、地域基金への貢献などを含めて総額 137 万 2,000 ドルを拠出する意思表示を行った。中国からは、人件費を含む事務局運営費として約 40 万ドルを拠出する用意がある旨発言があった。日本からは、前向きに検討しているが、事務局運営費等の財政貢献については、予算編成のスケジュール上、現時点ではコミットできない旨発言があった。

②執行機関の選定

現在 PEMSEA の執行機関である IMO は、PEMSEA の活動が、海洋汚染対策支援を主眼としたプロジェクト開始当時に比べ、最近では海洋の持続可能な開発というより広い範囲の活動を展開してきており、IMO の責任範囲を超えているとの理由で、2007 年以降は執行機関の役割を降りることとなった。これを受けて、新フェーズの執行機関に関して協議が行われ、プロジェクト実施の能力及び実績という点で、UNOPS (UN Office for Operating Services) が最も適当であるとの大方の合意が得られた。今後、さらに他の選択肢との比較検討および候補となる機関との調整を図っていくこととされた。

③事務局長の選出

現在 PEMSEA 事務局長を務めている Dr. Chua が 2006 年をもって退職する予定であることか

ら、新フェーズにおける事務局長の選出方法等が検討された。UNDP 代表からは、RPF の所掌範囲のうち、地域メカニズムの事務局を統括する事務局長と、プロジェクト実施を統括する事務局長の 2 名を置くとの考え方が示されたが、これに対し各国政府代表は、地域メカニズムとプロジェクト実施は SDS-SEA 実施に向けて不可分な要素であり、一貫したリーダーシップという観点からも、PEMSEA のすべての活動を統括する 1 名の事務局長を置くことが適当である旨強調した。今後の選出手続きの詳細については、PEMSEA 事務局において他の国際機関等の事例を参考に検討して各国に報告し、さらに各国からのコメントを求めることになった。

④新フェーズへの移行

現在のプロジェクトを終了させ、新フェーズに移行させるため、現行プロジェクトの最終評価が現在行われており、プロジェクト・サイトの現地調査などを含む評価のスケジュールや方法について説明がなされた。また、現在の事務所の閉鎖、会計上の手続き等についても報告があった。

(5) 評価

本年度の作業部会およびプログラム運営委員会会合においては、2007 年以降、PEMSEA を東アジア海域の持続可能な開発の実現に向けた地域協力メカニズムに移行させていくための実務的な調整がなされた。特に、政府間合意文書の内容にとどまらず、組織構成と意思決定プロセス、執行機関の選定や各国からの財政的貢献など、地域メカニズムを実際に運営していくために必要かつ重要な事項についての協議がおこなわれた。

また、各国において PEMSEA との連携のもと実施されているプロジェクトの進捗状況が報告され、新フェーズにおける財政的コミットメントがいくつかの加盟国から示されるなど、海洋の持続可能な開発に向けた地域協力メカニズム構築という点で進展があった。また、法的拘束力を有する数値目標によらない、各国の利益と能力に応じたデファクト・パートナーシップとそれを支える信頼醸成を重視するという点で加盟国間のコンセンサスが形成されていることが見て取れる。

一方で、PEMSEA が他の国際機関のような法人格を持たず、長期的な資金確保のメカニズムが確立されていないことは、各国のコミットメントの度合いが即、プログラムの継続性に直接に影響を与えることを意味する。各国のコミットメントがなければ、GEF からの資金を得ることも不可能となり、PEMSEA 自体の存在が危うくなることになる。

日本は、これまで、GEF への資金拠出国であることから、PEMSEA への直接的な資金拠出が難しいとの立場を表明してきたが、東アジア海域において北朝鮮を含む多国間の海洋環境協力の枠組みが存在することは、日本の対外政策にとって重要な意味を持っており、また、地域の環境協力におけるプレゼンスという意味でも PEMSEA の枠組みを利用することが可能である。そうした認識のもと、PEMSEA の新フェーズのあり方に関して積極的なコミットメントをしていくことが重要である。

3-4 第3回 IUCN アカデミー環境法コロキウム

(1) IUCN アカデミー環境法コロキウムについて

IUCN アカデミー環境法コロキウム(以下、コロキウム)は、2003年11月に世界的な環境保護団体である国際自然保護連合(IUCN。日本政府も加盟、フォーカルポイントは外務省)の環境法委員会により設立されたもので、45カ国以上の環境法に関係する学者、実務家をつなぐ専門的なコンソーシアムである。

第1回のコロキウムは2003年に中国の上海で開催され、第2回は2004年にケニアのナイロビで開催された。第3回目となる今回は、オーストラリアのシドニーで開催され、マッコーリー大学(環境法センター)がホストとなり、2005年7月10-15日に渡って開催された。今回の統一テーマは「生物多様性の保全、法と生活:南北格差の橋渡し(Biodiversity Conservation, Law and Livelihoods: Bridging the North- South Divide)」とされ、27カ国から140人以上の環境法研究者が参加した。

(2) 第3回コロキウムの概要

コロキウムはマッコーリー大学環境法センター(MU-CEL)のMichael I. Jeffery教授の主催者挨拶で幕を開け、IUCNの関係者、ニューサウスウェールズ州の環境大臣などによる式辞に続き、Anan国連事務総長からのメッセージが代読披露された。

開会式後に行われた基調講演では、IUCN環境法センターのBurhenne-Guilmin博士が、国際環境法の文脈で現在追求されている広い範囲での生物多様性の保全に関する史的展開を概説した。同博士は、生物多様性条約とバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書のガイドの共著者でもあり、この分野の第一人者でもある。

基調講演につづき、著名な学者による記念講義が行われた。講師を努めたJoseph Sax教授は、先進国と途上国の双方における生物多様性の議論の土台を支える財産法の役割に関する分析を行った。なお同教授は、河川や海浜、公園あるいは動植物などを国民の共有財産と捉え、国や自治体に一定の管理義務を課すべきであるという「公共信託理論」を1970年に発表して一躍世界的に有名になった学者である。

コロキウム開催中には生物多様性について考える様々な「イベント」があった。コロキウム2日目には「ワラビーとのランチ」と題されるエクスカージョンがあり、マッコーリー大学構内にあるワラビー研究施設を参加者全員が見学し、絶滅に瀕する種であるワラビーの現状などについて、環境・生命科学部の研究者よりレクチャーを受けた。また、3日目には全日が「生物多様性保全ツアー」に当てられ、シドニー大学環境法センターのBen Boer教授とBrian Preston教授の博識な専門的ガイドの下、シドニー近郊のKu-Ring-Gai Chase国立公園において生息する貴重な動植物相、アボリジニーによる洞窟壁画を見学した。

「生物多様性ツアー」に当てられた3日目を除く4日間は、終日、多数の研究者により多数の

研究発表が行われた。前半は、参加者全員が出席する全体セッションが開かれ、「持続可能な利用と生物多様性の保全のための制度と資金に関する南北の視点」、「生物多様性の保全と海洋環境」、「利益共有と技術移転・知的財産権と南北格差」、「利益共有と先住民の知的・文化財産権」、「バイオセーフティ」をテーマに議論が交わされた。各セッションで4名が30分程度の報告を行っている。後半は「生物多様性保全のための地域的枠組み」、「生物多様性の保全の国内実施: 経験、誤謬及び挑戦」、「生物多様性保全へのアプローチ」と題される分科会がそれぞれ開催され、若手研究者を中心に活発な議論が行われた(次節において、上記のうち海洋を中心テーマとした全体セッションである「生物多様性の保全と海洋環境」の概要を紹介する)。なお、ここで報告されたものの一部は、“Annals of the Academy”として出版されることになっている。

コロキアムの開催に並行して、主催者の Jeffery 教授、Pace 大学の Robinson 教授、ナイロビ大学の Okidi 教授らが中心となって「第3回 IUCN アカデミー環境法コロキウム声明(“Statement of the Third Colloquium of the IUCN Academy of Environmental Law”)」が起草され、すべての研究報告が終了した最終日の午後の全体会合においてこの草案を承認する形で声明が採択され、コロキウムは閉幕した。なお、この声明は、参加者の一人であるシンガポール大学の Koh 教授の提案により、「マッコリー声明(“Macquarie Statement”)」と呼ばれることになった(資料参照)。

コロキウム終了翌日には IUCN アカデミーの評議委員会が開催され、アカデミーの研究計画、次回以降のコロキウム開催地などに関する議題が討議された。

(3) 「生物多様性の保全と海洋環境」:セッションの概要

4日目の午後に開かれた全体セッションである「生物多様性の保全と海洋環境」は、国際法や海洋法に関する著作もある Charles Okidi 博士(ナイロビ大学環境法政策高等研究所教授)が座長を務めた。以下は本セッションで発表された報告の概要である。

最初に、海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPO)の共同議長も務める Phil Burgess 氏(オーストラリア国家海洋局国際部長)が基調講演を行い、国際平面で現在問題となっている海洋生物資源の保存及び管理方法に関して報告した。彼は、国家管轄権外の海洋生物資源、海洋生物遺伝資源の探査などに関する制度が不十分である現状について概説し、濫開発を回避し、持続可能な形で保全、利用していくためには十分な調査と慎重な管理措置が緊急に必要となっており、その文脈で海洋保護区(Marine Protected Areas、以下 MPA)に関心が集まっていると指摘した。

つづいて、David Leary 講師(マッコリー大学)は、深海底における海洋生物資源とその遺伝資源の保存管理について報告し、これまで生物多様性条約の締約国会議などで多くの議論が行われてきたにもかかわらず、依然として「さらなる検討を求める」といった程度しか話が進んでいない現状を批判した。

Richard Hildreth 教授(オレゴン大学)は、米国の海洋政策の現状についての説明を行い、米国海洋政策審議会の成立過程を紹介し、同審議会が大統領及び議会に対して提出した包括的な

海洋政策に関する文書である「21 世紀海洋の青写真」に関する解説を行った。その中で、米国の MPA である Marine Sanctuary についても紹介がなされた。

MPA 研究ではパイオニア的存在である Robin Warner 氏(オーストラリア連邦法務局)は、国家管轄権外の MPA の可能性に関して報告した。国家管轄権内の区域においては、海洋の利用と海洋環境の保護、保全との間で慣習国際法上の義務の不均衡が是正されてきているが、国家管轄権外では、この均衡は依然として海域の自由な利用に有利に傾いており、公海の生物資源を保存するためにはわずかに限られた措置があるが、海洋生態系を保護し及び保全するための特定の措置は無いという現状を明らかにする。その上で、多目的利用 MPA(Multiple Use MPA)の指定を促進することが、公海自由の節操のない行使と海洋環境を保護し及び保全する国際社会の慣習国際法の間の不均衡を是正するだろうと指摘する。そうするに当たって、国際海事機関(IMO)で行われている特別敏感海域(Particularly Sensitive Sea Areas:PSSA)の実行が良いモデルになるだろうとした上で、国際海底機構、国際捕鯨委員会及び国連公海漁業実施協定に基づく地域漁業管理機関などが、国家管轄権外の MPA に向けて協働すべきであると指摘した。

最後に、加々美彦研究員(海洋政策研究財団)は、日本の海洋政策・海洋管理の最近の動向を伝えるものとして、知床半島を世界遺産に登録する一連の過程を題材に、日本の MPA の現状と課題を論じた。折しも報告日当日は、知床の世界遺産登録の可否を審議する会議が南アフリカ共和国のダーバンで開催される日であった(報告日翌日に知床の世界遺産登録が内定した報道がなされた)。加々美は、この知床の世界遺産登録までの過程において繰り広げられた、日本側関係者と IUCN との間の駆け引きを通じて、日本の MPA の問題点のいくらかが浮き彫りになったが、交渉の末に出来上がった知床の海域管理計画が、世界でも進んだ MPA になる可能性を持っていると評価した。

(4) 評価

幅広い年齢層、地理的広がりをもつ研究者、実務家を集めるこのコロキウムも今回で 3 回目を迎え、環境問題を考える人々のネットワーク形成に大きな貢献を果たしているように思われる。とりわけ途上国の研究者には資金的な便宜も図られており、今回のコロキウムの総合テーマにも掲げられる南北格差の是正が大きな課題となる生物多様性の保全を論ずる際には、こうした配慮は極めて意義があると言えよう。そうした配慮は実を結び、各セッションからは途上国の研究者、先住民の生の声が積極的に聞こえてきた。報告の水準も比較的高いものが多かったが、それはここで発表された報告の一部が、IUCN 編集の正式な出版物になるとことと無関係ではないだろう。

残念なのは、コロキウム全体の中で海洋の問題を扱うセッションがわずかに一つで、報告も基調講演を含めて 5 件に限定されたことである。せつかくの機会なので、全体とのバランスを考えれば丸 1 日を費やしても良い程だと思われた。とはいえ、本セッションでは最新の研究成果が報告され、極めて興味深いものとなった。また、事前の打ち合わせがあったわけでもないのにもかかわらず、報告者は一様に MPA に言及するか、MPA をテーマとして選んでいたのも、セッション

に一層の統一感がもたらされた。なお、報告者は全員、海洋法をバックグラウンドに持つ研究者であった。

MPA は、保全生物学でも生態系、生物多様性を保全するための最も重要な手段に位置づけられているが、本セッションの報告者たちは海洋法条約と生物多様性の保全をつなぐものとして捉え、MPA を現行の海洋法制度にソフト・ランディングさせるか、どのようにこのツールを使っていくべきかという問題関心を共有していたと思われる。こうした関心は、各国において海洋政策を立案するに際しても関係があり、本セッションの報告は、政策決定者には極めて貴重な情報となるであろう。

【資料】 コロキウムが採択した声明：「マッコリー声明」(原文)

"MACQUARIE STATEMENT"

STATEMENT OF THE THIRD COLLOQUIUM OF
THE IUCN ACADEMY OF ENVIRONMENTAL LAW

At the Third Colloquium of the IUCN Academy of Environmental Law, more than 130 environmental experts from 27 nations representing universities from each continent gathered to consider the theme of "Biodiversity Conservation, Law + Livelihoods: Bridging the North-South Divide". Papers presented by the participants and discussions in both plenary and panel sessions reflected a broad recognition that efforts to protect biological diversity are a fundamental part of efforts to ensure a healthy environment for present and future generations of humans and other living species.

The colloquium took into account the findings of the Millennium Ecosystems Assessment that, despite past warnings, threats to biodiversity and general environmental degradation have continued unabated, making it difficult to meet the original target of reducing the loss of biodiversity by the year 2010 and to meet Millennium Development Goals by 2015. To improve our capacity to meet these goals, the colloquium emphasized the following themes.

Human activity, including anthropogenic causes of climate change, is contributing to an alarming rate of species extinction that is reducing the diversity of the biosphere to the detriment of present and future generations.

Environmental law must focus on redressing the factors that contribute to the reduction in biological diversity at their sources by creating appropriate incentives for changing behaviour. Further, environmental law must develop and put into effect the legal tools that will turn established and evolving scientific and policy recommendations into enforceable norms, institutions and procedures. At a global level, this must build on the established principle of common but differentiated responsibilities.

The establishment and maintenance of protected areas on a national, regional or global basis can play an important role in protecting endangered species and preserving biodiversity by conserving ecosystems and natural habitats on which species depend.

Recognizing the complex interdependencies of living organisms in ecosystems, efforts to preserve biodiversity must emphasize a broad ecosystem approach, rather than focusing primarily on preventing extinction on a species-by-species basis or park-by-park basis.

As globalization spreads concepts of private property, it is important that concepts of property law be reconceptualized to ensure the protection of public values and to prevent the destruction of the economy of nature and the environmental services that ecosystems provide.

Measures that promote the conservation and sustainable use of biodiversity ultimately will contribute to a more peaceful and prosperous world for the benefit of both current and future generations. All countries should follow sustainable development paths, learning from, and avoiding, the mistakes of the past.

As knowledge of the causes and consequences of environmental problems continues to improve, it is imperative that legal concepts be adapted to take into account new information and to improve the capacity of law to respond to environmental imperatives. The considerable expertise possessed by members of the Academy of Environmental Law can be leveraged to make significant contributions to improved public policy through collaborative and comparative law research projects. These projects can help improve our understanding of what policies work and why and enhance our ability to employ law to achieve our shared goals.

Special and deliberate efforts should be made to develop a critical mass of expertise and institutional arrangements in developing countries, paying particular attention to the interests of minority, indigenous and marginalized peoples to ensure equitable national and regional sustainable development.

Every country and regional entity must put into place legal and policy mechanisms as well as institutional procedures that protect the rights of minorities, indigenous and marginalized people in relation to their settlements, knowledge, customary law and access to justice, ensuring that they have priority in benefits derived from sustainable use of biodiversity.

* * * * *

出典 <http://www.law.mq.edu.au/MUCEL/news/macqstatement.htm>

3-5 海洋政策フォーラム(The Ocean Policy Forum)

(1) 会議の内容

会議は、鄭和の大航海 600 周年を記念して開かれた鄭和の大航海及び国際海洋博覧会の期間中の 7 月 9、10 の両日、上海で開催された。当初は、10 数年にわたって続けられている SOA と NOAA の定期交流の行事として計画されたが、さらに、他の国々にも参加を呼びかけることになったものであるとの説明が中国当局者からあった。今回招待を受けた国は、インドネシア、ロシア、韓国、日本、カナダ、インドで、そのうち、カナダとインドは今回不参加であった。

今回の会議開催のイニシアティブを取ったのは中国と思われるが、海洋強国の建設のために国連海洋法条約・アジェンダ 21 などの海洋に関する国際的な法的・政策的枠組を最大限に活用しようとしている中国と 30 年ぶりに 21 世紀の新しい海洋政策の策定・実行に張り切っている米国の思惑が一致した結果と見ることもできよう。参加国をどのような基準で選んだのかは不明であるが、招待を受けた国の顔ぶれをみて、この国を強く推薦したのは中国か、米国か、などと考えてみるのも一興である。

招待状は、中国国家海洋局孫副長官名で海洋政策研究財団寺島紘士常務理事宛に送られてきたが、招待状に添付されたアジェンダを見ると、カントリーレポートの発表者が各国政府の担当者となっている中で、日本だけは政府機関でない寺島紘士常務理事にその役割が振られていた。このことは日頃 PEMSEA の活動を通じて交流のある中国国家海洋局国際合作司の推薦によると思われるが、同時に、わが国に海洋問題を総合的に所管する官庁がないことや日中両国の政府間の交流の薄さをいみじくも物語っているといえよう。

なお、本件については、わが国からも政府関係者の参加が望ましいと判断し、中国国家海洋局およびわが国の国土交通省の双方に働きかけて、国土交通省から海洋室長等の参加を実現した。日本のカントリーレポートは、海洋室長と海洋政策研究財団・寺島紘士常務理事がそれぞれ政府と研究機関の立場で機能分担して行った。

会議の第 1 日目(9日)は、開会式、カントリーレポート、討議①国家政策と規制、が行われた。開会式では、中国国家海洋局孫志輝副長官、米国 NOAA の Dr. Richard Spinrad 国家海洋サービス副局長が挨拶したほか、インドネシア海洋漁業省の Dr. Andin H. Taryoto 次官が挨拶した点が注目される。なお、孫副長官は、二日目の最後まで会議に出席して熱心に話を聴いていた。

カントリーレポートは、中国、米国、韓国、日本、インドネシア、ロシアが行った。なお、主催者の要請により、昼食を挟んで行われたセッションの後半の議長は海洋政策研究財団・寺島紘士常務理事が務めた。

中国は、中国の国家海洋政策について中国海洋発展戦略研究所研究員が発表したのに加えて、李海清国際合作司長が中国の地域・世界海洋協力戦略について講演した。

米国は、NOAA の Spinrad 博士が、国、地域及び世界レベルの米国の海洋政策の主な取り組みを講演した。

以下、韓国、日本、インドネシア、ロシアの順にカントリーレポートを行った。資源開発の問題であったロシアを除いては、各国がそれぞれの海洋政策について現段階の取り組みを発表して大いに参考になった。

尚、2004 年に海洋政策研究所が取りまとめた「東京宣言：海を護る」を参加者及び出席者に配布したところ、非常に高い評価を得た。とりわけ、李海清中国国家海洋局国際合作司司長から極めて高い関心を得た。

討議①国家政策と規制では、最初に、米国と中国がそれぞれの海洋政策について発表した。米国は、昨年末発表した米国海洋行動計画について、中国は、国会海洋経済発展計画と中国海洋発展戦略について発表した。

第 1 日目の公式会議はここでクローズされ、この後、限定メンバーによる非公式会合が開かれ（ロシア関係者は出席なし）、この会議の今後のあり方について自由討議が行われた。その結果次の点で意見の一致を見た。

- ・ 参加者は、専門家による非公式会合と意見交換は、海洋政策の発展にとって価値があり、今後およそ 2 年間グループとして会合を持つことを推奨する。
- ・ 次回会合の場所と日時が決まり、次のホスト国に責任が引き継がれるまで、中国国家海洋局が事務局を務める。
- ・ 少人数で親密な参加メンバーを維持するため、次回会合は、上海会議の参加又は被招待国により行う。
- ・ この会議は、政府間のものではなく、参加国の専門家が非公式に集まり、海洋経済への依存及び海洋環境の健康への懸念の増大に関して、海洋政策の発展について話し合うものである。

会議の 2 日目(10 日)は、討議②国連海洋法条約、討議③海洋・沿岸管理、及び討議④海洋科学の優先事項について、中国及び米国の参加者が交互に発表した。

②では EEZ の利用と管理の問題が、また、③では中国の海域使用管理法と海洋監視に関する発表が興味を引いた。④では、NOAA の Spinrad 博士が、米国がこれから来年 12 月を目標に取り組みようとしている海洋科学技術の優先順位付けという作業は、かつてない野心的な取り組みであると興奮気味に語っていたのが印象的であった。

尚、本フォーラムのプロシーディングスは、中国国家海洋局(SOA)が発行することとなっている。

(2) 評価

今回の会議は、東シナ海の海底資源をめぐる日中の対立、中国における反日行動の高まり、

台湾問題や米企業買収をめぐる米中間の緊張などの緊迫した社会情勢の中で企画され、日中戦争のきっかけの一つとなった盧溝橋事件の記念日の直後に行われた。しかし、会議は、中国国家海洋局と米国 NOAA の長年の交流をベースにして、積極的・友好的な雰囲気のもとに行われ、内容的にも有意義なものであった。同時に、定期的会議の開催、研修員の受け入れなど海洋分野での 10 数年に及ぶ密接な米中の交流を目の当たりにして、日常の地道な交流がいかに重要であるかを感じさせられた。

今回の会議の意義としては、先ず、米国、中国がお互いに相手を意識して自国の海洋政策についてかなり踏み込んだ発表を行ったこと、併せて、日本(国土交通省海洋室)、韓国(海洋水産部海洋政策課)、インドネシア(海洋漁業省次官)、ロシア(自然資源省国家政策・規制部)の各担当部局が一堂に会して自国の海洋政策の取り組み状況を発表したことが挙げられる。国連海洋法条約・アジェンダ 21 の実施が海域の管理の問題としていよいよ現実的重要性を帯びてきた状況の中で、海洋管理政策に先進的な取り組みをしている米中を中心に参加各国の海洋政策担当者が一堂に会して海洋政策を論じた意義は大きい。

今回の会議の結果、次のようなことが認識された。

- ・ 国家発展計画における海洋経済の役割が増大すること。生物・非生物資源の開発の増加は、一連の管理上の課題を提起すること
- ・ 海洋・沿岸管理における生態系アプローチの採択の必要性が増大していること
- ・ 持続可能な開発を実現するための必要情報を提供する科学・技術の役割が極めて重要になっていること。管理者及び政策立案者は、環境のデータ・情報の生成・収集・共有に密接に協力することによって大きな利益を得ること
- ・ 情報の生成・共有と合意形成および海洋管理の能力構築・有効化のための国際交流・協力の必要性が増大していること
- ・ 制度的・法的・政策的な取り組みを通じて新しい海洋の政策・管理の時代が到来しつつあること。各国の海洋政策の発展と構造は、その国の状態、文化、背景によって多様な形をとりうること
- ・ 倫理的な海洋管理責任(An ocean stewardship ethic)は、海洋資源の効果的利用の重大な構成要素となるだろうということ

これらの認識に基づき、会議参加者は、前述のとおり、専門家による非公式会合と意見交換が、海洋政策の発展にとって重要あると考え、今後およそ 2 年間グループとして会合を持つことに賛成した。海域の管理がいよいよ現実的重要性を帯びてきた状況のもとで、海洋に関して有力な関係国・近隣国の間でこのような非公式の専門家レベルの会合が合意された意義もまた、大きい。特に、わが国は、7つの国・地域と EEZ・大陸棚が重複し、境界画定の協議をする必要があるが、そのうち中国、韓国、ロシア、米国がこの会合に参加している。境界画定に関する 2 国間協議が必ずしも順調に行われていない現状にかんがみ、専門家レベルの非公式、多国間の意見交換の場を持つことの意義は、決して小さくない。この会合への積極的な参加と広い意味でのこの会

合の有効活用を考えるべきと考える。

また、目下、国連海洋法条約／アジェンダ 21 体制の下で海洋の法秩序が具体化され、海洋管理の政策が実施されつつあるが、世界中の国々に密接な関連を有する海洋に関する法秩序の形成と政策実行の仕組みは、必ずしも単純・明快なものではない。複雑なプロセスを経て条約化され、あるいは行動計画が策定される。即ち、最初は、非公式な小規模の専門家間の意見交換からスタートし、様々なインフォーマルなネットワークでの意見調整を経て、次第に地域・世界レベルで政策プロポーザルとして内容がにつめられていく。最後は、たとえば WSSD、SIDS などのグローバルレベル、PEMSEA などの地域レベルの政策策定、フォローアップための会議の機会に専門家(官学民の専門家の集まり)の提案として政府間の協議の場に提出される。

このように海洋に関する政策形成と国際協調は、最初は専門家による非公式な交流という形をとって進められることがほとんどであり、そのネットワークから外れていると、国際的な議論から取り残され、政策立案や法形成に自説を反映させることは難しくなる。この意味からも、今回、米国、中国を含む国々と非公式なグループ会合を持つことになったことは歓迎すべきことである。

さらに、限定メンバーによる上海会議の継続の有無についての非公式協議では、海洋政策研究財団より、会議の性格を政府間とせず、参加国の専門家が非公式に海洋政策について話し合うものであることが望ましいと発言し、この考え方が採択された。したがって、構成メンバーとしては政府関係者だけでなく、研究者など非政府の専門家も出席できるようになっている。したがって、今後、当研究財団の研究者もこの会議に積極的に参加して、海洋政策研究の発表の場として活用するとともに、各国の研究者、実務家と交流を深める機会の一つとして活用してはどうかと考える。

3-6 The Ocean Policy Summit 2005 (TOPS2005)

(1) 会議の概要

The Ocean Policy Summit 2005 (TOPS 2005)が、2005年10月11日～13日の間、ポルトガル・リスボンで開催された。本会議は、国際海洋ガバナンスネットワーク(IOGN;日本財団支援)の「各国の海洋政策に関する研究タスクフォース」の研究成果の一部を基に、各国の海洋政策全体を議論する会議の必要性から企画され、それに日本財団、Global Forum on Oceans, Coasts, and Islands、ポルトガル外務省、Portugal Intersectoral Ocean Commission、リスボン港湾局、UNEP、GEF、NOAA、カナダ政府などが支援を行い開催された。

本会議は、国、地域レベルでの海洋政策策定・実施の経験などを分析・検討することにより、そこから政策実施の促進要因、共通の原則、教訓・課題・問題などを明らかにし、最善の実行を提案することを目的とする。同時に、多くの国家や地域が、統合された海洋政策の策定・実施に当たる中で、参加者が、それぞれの実行や経験から海洋政策の問題を学び合い、会議が統合された海洋政策の実施を促進する媒介となることも目的とする。

会議には、53 の国から 218 名が参加した。政府、国際機関、地域機関、学界、NGO などから幅広い参加があった。

会議では、9 つのパネルが設けられ、海洋政策の策定・実施の度合いや個別のテーマに応じて海洋政策が議論された。パネルは以下の通りである。

Panel 1: 統合された国家・地域の海洋政策

ポルトガル、米国、韓国、クック諸島

タンザニア、ブラジル、ロシア

Panel 2: 最も成熟したケースから学ぶ

カナダとオーストラリア

Panel 3: 始動: 統合された国家・地域の海洋政策の確立

国家レベル: 米国、ポルトガル、日本、南アフリカ、メキシコ

地域レベル: 太平洋諸島、アフリカ、LME プログラム、東アジア (PEMSEA)

Panel 4: 海洋の利用および各機関の分野横断的なハーモニゼーションの実現

フランス、EU、イタリア、米国、メキシコ

Panel 5: 統合された国家・地域の海洋ガバナンスの原則

ガバナンス原則の国際的検討、英国およびニュージーランドの事例

Panel 6: 国家の海洋政策における国家と subnational の協力の実現

オーストラリア (Victoria Coastal Council)、EU (CPMR)、ブラジル、

米国 (Coastal States Organization)、フィリピン、ベトナム

Panel 7: 国家の海洋政策実施における問題、財政的考慮、評価、ステークホルダーの支援

Panel 8: 地域の海洋政策および国と地域の繋がりの強化

IUCN、西インド洋、地中海、ヨーロッパ地域のとりくみ

Panel 9: 統合された海洋政策をさらに普及させるための方法

この他に、特別講演やワーキング・グループ討論、ワークショップなども開催された。

(2) 主な議論と新たな動き

会議では、22 ヶ国および 3 地域の海洋政策策定・実施の状況や問題点などが、幅広く報告・議論された。以下では、主な議論や新たな動きについて取りあげる。

【各国の海洋政策における共通点と方向性】

デラウェア大学教授・TOPS2005 共同議長の Dr. Biliiana Cicin-Sain により、IOGN のタスクフォースが実施したカントリーレポートを基に、各国の海洋政策の状況についての分析が報告された。

多くの国家が統合された海洋政策の策定・実施を行っているが、その状況によって準備段階、策定段階、実施段階に分類することができる。多くの国家が準備・策定段階であり、実施段階にあるのはカナダとオーストラリアなどである。

しかし、政策実施の段階に違いがあるものの、以下のような、海洋政策の性質・内容、促進要因、原則、プロセスなどに共通点が多く見いだせることがわかった。

- ・ 海洋政策の性質・内容における共通点：
 - ① 海洋の生態系と海洋・沿岸の複合利用との間の相関性を認識したものであること。
 - ② 持続可能な開発の達成、海洋生態系の保護、社会の発達促進、および海上安全の保障を達成するための多角的な取り組みであること
 - ③ 既存のセクターにおける政策に取って代わるものではなく、それぞれのセクターにおける政策の調整的な役割であること。多くの場合、セクターにおける政策を改善するための提言を含むこと。
 - ④ 海域の共有財産としての性質、将来世代への義務、アカウンタビリティと透明性の義務を認識したものであること、が共通のものであるとされる。

- ・ 海洋政策の策定・実施を促進する共通要因：
 - ① 複数の利用から生じる対立(利用、利用者間、各機関)
 - ② 地域全体に及ぶ計画の欠如、持続可能な開発に対するビジョンの欠如
 - ③ 資源の減少や海洋・沿岸域の環境悪化
 - ④ 経済的機会が地元住民へ与えられなかったことの認識
 - ⑤ 条約や地域機関の活動など国際レベルからの促進要因

こうした共通要因を背景として、行政機関や立法機関のイニシアティブや利害関係団体の後押しで政策策定が始動している。政策の実施がうまく行くためには、行政機関と立法機関双方の後ろ盾があることが重要である。また、産業界のサポートも重要な要素となる。

- ・ 各国の海洋政策に見いだせる共通原則(例)：
持続可能性、スチュワードシップ、海・陸・大気の連関、生態系に基づくアプローチ、複合利用管理、海洋における生物多様性の保護、理解しやすい法と明確な決定、参加型ガバナンス、(政策実施のための)スケジュール、アカウンタビリティ、国際責任

- ・ 国家の海洋政策に携わる組織については、海洋に関する主要機関がある場合(カナダやオーストラリアなど)と、セクター間の調整を行う委員会や組織を設けている場合(米国

など)がある。前者のように主要機関を設けることが政策の実施には望ましい。カナダとオーストラリアが政策の実施段階にまで入っているのは、主要機関(加:Department of Fisheries and Oceans、豪:National Oceans Office, Department of the Environment and Heritage)の果たす役割が大きい。

後者の場合は、具体的な委員会の権限、政府の最高レベルでの調整、外部の人間から構成される諮問委員会などの活用、透明性の確保、市民の参加などが必要である。

なお、調整機関の例として、フランスがあげられよう。フランスでは、1995年に、海洋問題に対して調整権限を有する機関を中央レベル(大統領直結の機関; Secretariat General de la mer, Prime Minister's Office)と地方レベルで設けた。さらに、2005年10月に、大統領の決定により、独立した委員会を設置し、今後10年の政策のアプローチを構築することとなった(Mr. Elie Jarmache 報告より)。

- ・ 国と subnational レベル(地方政府など)との協力関係および手法を明らかにすることが、国家の海洋政策にとってキーとなる。
- ・ その他:EEZ ガバナンス、沿岸域管理、淡水との連関性。適応管理。

こうした共通点などの分析から、政策実施における教訓を明らかにすること、能力構築に活用していくことが重要であるとされた。

【英国の海洋政策】

英国は、統合された海洋政策を実施するための調整メカニズムや法体系を現段階では有していないが、スチュワードシップ、持続可能性、生態系アプローチ、最善の利用可能な科学などの原則に基づき海洋政策の策定に着手している。政策の策定においては、これらの原則の中でも、スチュワードシップがキーをなし、2002年スチュワードシップに基づくビジョンを記した報告書“Safeguarding Our Seas”を公表した。報告書では、“clean healthy, safe, productive and biologically diverse oceans and seas”を実現することがビジョンとして展開され、英国政府はこのビジョンを達成するために管轄海域の統合的な評価を行うこととなった。

2005年5月に、その科学的評価をとりまとめた報告書“State of the Sea”が提出された。その中で、気候変動による海洋生態系の変化、工業地帯の海域の環境悪化、人間活動が生態系へ及ぼす悪影響などが英国の管轄海域で確認された。報告書は、立法を含む海洋政策の発展と関連政府機関の調整促進を求めるものである。

このため、現在、英国政府は Marine Bill の審議に入っている。Marine Bill では、生態系アプローチに基づき、海洋資源の利用と保護の双方に取り組む枠組みを提供する予定である。Marine Spatial Planning (MSP) (海洋空間利用のための環境基準や利用者のためのガイダンス)や、

Marine Consensus(意思決定プロセスの重複を改善する措置)、海洋環境保護のための枠組み、海洋を管理する機関の設立、統合沿岸域管理、漁業資源と環境の統合的管理、などが盛り込まれる予定である。2006年11月までの成立を目指している。

(英国・Department for Environment, Food and Rural Affairs の John Roberts 氏報告より)

【EUの海洋政策】

欧州委員会漁業・海事部門の責任者 Joe Borg 委員(マルタ)より、EUの海洋政策策定の動きについて報告があった。

欧州委員会は、2005~2009年の間に分野横断的な海洋政策を策定することを目標としており、2006年前半に、海洋(海事)政策に関する Green Paper を採択する予定である。この背景には、様々な国家による海洋政策の策定の動きがあるが、EUが加盟国の海洋での経済活動を管理するために、「持続可能な開発」や「生態系アプローチ」などの原則を追求・実施することの重要性が認識されたからである。Green Paper は、このため、海洋に関してよりよい科学的知識を構築すること、生態系に配慮した海洋での経済活動の持続可能な開発、多くの利益や利害関係者に共通する政策に基づく管理体制の構築を追求するためのものとなる。言い換えれば、海洋に関する政策と決定に関する「one stop shop」の概念を明確にし、これを達成するために意思決定プロセスの改善やより実効的な調整を促進することを目的とするのである。

Green Paper は、委員会に設けられた Maritime Policy Task Force により現在準備されているところである。タスクフォースは、inter service group の情報を基に作業を行い、その結果は漁業・海事、環境、運輸、エネルギー、研究、地域政策、産業を担当している7名の欧州委員会委員から構成されるグループにより検討される。その他にも、EU加盟国のプライオリティや懸念などを検討し取り込むために、Member States Expert Group が組織されている。

Green Paper は、「生態系に基づく管理」をベースに構成され、sea bed mapping などの科学的手法を用いて、対立する利害の調整や産業の効率化を実施するための基礎を提供する予定である。また、持続可能な開発を実現するためには、海上での経済活動や計画を管理・規律・監視することも必要であり、その実施のためには EEZ や公海を含めた船舶の追跡システムなどの導入も必要となる。こうした要素を Paper に取り入れ、EU域内だけでなく、世界的に海洋を次の世代のために保護する協力の枠組みを提供する予定である。

【APECの動き】

インドネシアの Agency of Marine and Fisheries Research の Indroyono Soesilo 局長より、9月16~17日にバリ島で開催された第2回 APEC Ocean-related Ministerial Meeting について報告があった。同会議では、アジア太平洋共同体の持続可能な成長と繁栄のために健康的な海洋と沿岸を維持するために、「バリ行動計画」が採択された。第3回の会合は、ペルーで開催される予定で、バリ行動計画の実施状況を検討する予定である。

【各国の海洋政策実施における阻害要因】

各国の海洋政策の進展について報告が行われる一方、実効的な政策の実施を妨げている要因についても、いくつかの報告で取りあげられた。

最も進展しているカナダやオーストラリアの事例でも、連邦政府の計画の実施方法が明確でないままに進められていること、依然として国・地方レベルの双方で関係機関の権限や責任が分かれており統一性がないこと、海洋の生態系に関する科学的認識が乏しいことなどが、共通して政策実施の問題点としてあげられた (Prof. David Vanderzwaag, Dalhousie University 報告より)。

また、ニュージーランドでは、2002 年に海洋政策策定のための準備に入ったが、海の所有問題(とくに先住民の権利との対立)と海に対する public access の認識の違いにより、政策策定が中断したことが示された。アクセスの問題については解決されたが、所有問題については依然残されたままである (Dr. Pure Taylor, University of Auckland 報告より)。

(3) 評価

今回の海洋政策サミットに参加して、先ず感じたのは、各国の海洋政策の取組みがいよいよ具体的、かつ、実践的段階に入ってきたということである。

特に目立ったのは欧州の動きで、会議のオープニングでポルトガルの国務・外務大臣と欧州委員会のボルク漁業・海事担当委員がそれぞれの海洋政策の取組みについて踏み込んだスピーチをし、最近の欧州の海洋政策にかける意気込みが感じられた。

上記の通り EU は海洋政策の策定に動き出して、2006 年前半に Green Paper を採択する予定で作業を開始しており、これと呼応するように仏も 10 月に独立委員会を設置して海洋政策に取り組むことになった。英国は、既に海洋政策のビジョンを作成し、本年 5 月のこれに対する科学的評価報告書は、立法を含む海洋政策の発展と連邦機関の調整促進を求めている。これを受けて英国は目下 Marine Bill の審議に入っている。米国に続いて欧州が海洋政策の策定、実施に具体的に動き出したことにより、海洋の総合的管理に向けた世界の取組みは、大きく前進するものと思われる。

会議の内容も 2003 年にパリで行なわれた「Global Conference on Oceans, Coasts, and Islands 海・沿岸・島の世界会議」の時に較べて、その後の各国の取組みの進展を踏まえた具体的な内容となっており、わが国の海洋政策策定に参考となるものであった。特に、会議の議論の進展に貢献したのは、日本財団の支援のもとに行なわれた国際海洋ガバナンスネットワーク IOGN の研究成果であり、22 カ国及び 3 地域の海洋政策の内容が比較可能な形で提供された。なお、次の「Global Conference on Oceans, Coasts, and Islands 海・沿岸・島の世界会議」は、来年 1 月 23-27 日のパリのユネスコ本部で開催される予定であり、会議場では今後の海洋関係の主要会議日程をにらんで「リスボン-パリ-メキシコ-中国」という言葉が飛び交っていた。

(注) メキシコ 第4回世界水フォーラム 05.03.

中国 陸上活動からの海洋環境保護に関する世界行動計画(GPA/LBA)

締約国会議 05.10

地理的な遠さもあって、東アジアからの参加は、それほど多くはなかったが、日本(日本財団、海洋政策研究財団)のほか、東チモール(農林漁業大臣)、ベトナム(漁業省ほか)、フィリピン(環境資源省ほか)、韓国(海洋水産部海洋政策局ほか)、インドネシア(海洋漁業省)および PEMSEA が参加した。日本以外は各国の政府機関を中心とした参加であった。また、太平洋島嶼国の関係者もかなり参加していた。なお、参加者リストには、中国から国家海洋局発展戦略研究所の研究者の名前があったが、それらしき人物は確認できなかった。もともと、PEMSEA から参加した Mr. Huming Yu は中国国家海洋局の副局長経験者である。

会議では、日本財団の伊藤海洋グループ長が挨拶し、海洋政策研究財団寺島紘士常務理事が「Fostering Political Will(政治意志の助長)」というタイトルの下で米国、ポルトガル、南アフリカとともに日本の海洋政策の現状と課題については発表した。このほかアジアからは、韓国、フィリピン、ベトナムなどの海洋政策および PEMSEA の最近の取り組みについて発表があったほか、9月に行なわれた APEC 海洋関係閣僚会議 AOMM2 の成果について同会議組織委員会議長をつとめたインドネシアから発表があった。

今回の会議は、これから具体的な海洋政策の策定に本格的に取り組んでいこうとするわが国にとって内容的に得るところが大きかった。

3-7 第3回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議

(1) 第3回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議について

第3回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議(Third Global Conference on Oceans, Coasts, and Islands)は、「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバルフォーラム(以下、グローバルフォーラム)」(Global Forum on Oceans, Coasts, and Islands; Dr. Biliana Cicin-Sain, Dr. Veerle Vanderweerd, Dr. Patricio Bernal 共同議長)により組織された国際会議である。本フォーラムは、海洋問題に関する分野横断的な対話を促進し、海洋問題に関するアジェンダのアドボカシーのメカニズムを構築することを目的としている。とくに、政府、国際機関、NGO などが海洋に携わる国際条約や行動計画(アジェンダ 21 や WSSD など)などを効果的に実施できるよう働きかけることや、海洋問題に関する Public Awareness を促進することを目的としている。今回で第3回目を迎える。

今回の参加者は、約400名であった。今回の会議では、政府関係者よりも国際機関からの参加者が多い感じであった。主な参加者のカテゴリーは以下の通りである。

- ① 政府関係者(米国 NOAA、カナダ DFO、イタリア Ministry of Environment and Territory 他、アジアからは韓国、中国、ベトナム、タイ)

* 大臣の参加(フランス環境省、ガーナ環境・科学省、ギニア・ビサウ天然資源省、ケニヤ食糧・漁業開発省、南アフリカ環境・ツーリズム省(副大臣)、モザンビーク漁業省(副大臣)、セネガル漁業海洋資源省、カザフスタン環境保護省(副大臣)、アゼルバイジャンエコロジー・天然資源省)

- ② 国際機関(UN-DOALOS、UNEP、UNESCO-IOC、世界銀行、FAO、GEF-UNDP、IMO、CBD 事務局、ラムサール条約事務局など)
- ③ 地域機関(PEMSEA など)
- ④ その他機関(IOI、IUCN、Pew Institution、NAUSICAA など)
- ⑤ 大学関係者(デルウエア大学、MIT、ミラノ大学、ダルハウジー大学など)
- ⑥ 民間(Industry: INTERTAKO、UNILEVER など)

*スポンサー: GEF(自らのプロジェクトの一部として)、UNEP-GPA、UNESCO-IOC、カナダ DFO、米国 NOAA、デラウエア大学、イタリア Ministry of Environment and Territory など

(2) 会議の主な内容・議論

今回の会議では、第 2 回の同会議のように国連海洋法条約(UNCLOS)、WSSD やアジェンダ 21 などの実施に関する包括的なレビューを行うのではなく、今日の海洋をとりまく特定の問題に焦点を当てて議論を行った。主に焦点が当てられた問題は以下の通りである。

- ① 小島嶼発展途上国(SIDS)に関するモーリシャス戦略(2005 年 1 月)の実施状況について
- ② 淡水と海水に関する問題(2006 年 10 月開催予定の UNEP-GPA の陸域起因汚染に関する第 2 回政府間会議(IGR-2)や 2006 年 3 月開催予定の世界水フォーラムをにらんで)
- ③ 津波問題
- ④ 新たな海洋問題(High Seas Governance と気候変動問題)

上記の 4 つの問題を念頭に、12 のパネルが組織され、100 以上の報告が行われた。その他にも、Ocean Donors Roundtable や人材育成、淡水と海水の交わり、公海ガバナンスなど個別問題に関するダイアログセッション(自由討論会)が開催された。

パネル 1	海洋・沿岸のエコシステムの状態と人々:エコシステムマネージメントの実施
パネル 2	海洋と産業:分野横断的な持続可能な開発に関する最善の実行
パネル 3	主な WSSD 及びミレニアム開発計画の目標に関する進展

	— 統合的な海洋・沿岸域管理
	— 漁業
	— 多様性の保護、MPA のネットワーク
	— 地域協力
パネル 4	淡水と海洋のつながり
パネル 5	SIDS に関するモーリシャス戦略の実施
パネル 6	津波災害と災害対策
パネル 7	海洋・沿岸域管理における国家と地域のつながり: アフリカの観点から
パネル 8	海洋・沿岸域管理に関する人材育成
パネル 9	地域のダイアログと協力: 地中海の実行
パネル 10	High Seas Governance
パネル 11	海洋と気候
パネル 12	意思決定者と市民の海洋ガバナンスへの参加
Conclusion	

以下では、パネルにおいて目立った報告および国際動向について述べたい。

① 各国の海洋政策に関する動きについて

・韓国では、海洋沿岸域に関する持続可能な開発戦略が発表されてから、2005 年に多くの海洋関係の法律が改正・成立して新たな動きを見せているとのことである。IUU 漁業への対応に関する立法、海洋汚染防止法、沿岸域管理法などの改正作業が 2005 年に行われ、兼ねてから検討中であった海洋生態系保護法が 2006 年に成立するとのことである。

(Mr. Won Tae Shin, Marine Environment Division, Ministry of Maritime Affairs and Fisheries, Korea)

・EU が現在審議中の統合海事政策に関するグリーンペーパーは、2006 年 5 月に公表予定である。コミッショナーの承認を待っているところだとのことである。

・中国は、島の保護に関する立法作業を現在進めているところである。中国には、6500 以上の島があるが、それらの総合的な保護に関しては適切な法律がない。島特有の生態系の保護、資源開発、オーナーシップなど、早急に解決すべき問題があるため、それらを補うために立法作業が進められている。立法では、オーナーシップや、プランニング、個人利用などについて規定する予定である。また、島の管理には SOA が中心となって取り組む予定である。2006 年 3 月に、法案は全人代に提出され、成立する見通しである。(Jia Yu (CIMA, SOA) 資料より。但し、事務局との調整が付かず報告は行われなかった。)

* 法案については、海洋白書 2006 に掲載。

② High Seas Governance に関する動き

公海ガバナンス(High Seas Governance)とは、正確に言えば、国家管轄権を越える区域(area beyond national jurisdiction)のガバナンスのことである。このため、区域としては公海と深海底が含まれることになる。ガバナンスの対象は、生物資源に関する活動が中心となっている。ストラドリングストック協定などを中心とした公海での漁業資源管理についても、ここでいうガバナンスの一つであるが、現在問題とされているのは、(1) 深海底の生物多様性の保護(底引き網漁の禁止や保護区・モラトリウムなどを求める措置)と(2) 深海底に生息する生物資源の管理(遺伝資源などに関わる知的財産権の問題、科学調査の規制、先取り競争の防止など)についてである。

深海底には、多くの固有の生物および生態系があり、それは海山(Sea Mount)毎に生態系が異なっていることが特徴である。このため、底引き網漁などのような破壊的漁業慣行により海山が壊されることにより生態系が破壊され、しかもその修復が困難であるとのことである(Alex Rogers, British Antarctic Survey)。また、深海底の生物資源については、技術力のある日本、ドイツ、米国などの一部先進国が科学調査をおこない、そこでの調査の結果を商業化に結びつけている。このため、深海底生物資源の知的所有権が一部先進国に独占されつつあり、また科学調査の内容が透明性を有していない。持続可能な開発や資源の公平なアクセスと分配を妨げるとして、こうした動きに対する何らかの規制または国際協力の枠組みが必要とされている。(Prof. Zakri, 国連大学)

この問題が国際的なアジェンダとして取り組まれたのは、2004年6月に開催されたUNICPOLOS-5からである。UNICPOLOS-5では、上述の(1),(2)問題に対して激しい議論が交わされ、オーストラリア、カナダや各種NGOが、同問題に対する新たな規制の方向性を提案したのに対して、日本、アイスランド、ノルウェーなどが同問題を規制する(深海底の多様性など)科学的根拠が曖昧であるとして反論していた。UNICPOLOS-5での議論を受け、2004年11月の国連総会決議59/24において、同問題に対するワーキンググループの設置が決定された。ワーキンググループは、同問題に対する国連や他の国際機関の動向を調査し、科学的・技術的・技術的・法的・経済的・環境的・社会経済的側面を検討し、同問題に対する国際協力や調整の促進のためのアプローチについて示すことを求められている。

また、生物多様性条約(CBD)でも、同問題がCOP-7(2004)で、海洋の国家管轄権外の多様性のリスクの増加として議論された。CBDのDecision VII/5 para.30(2004)において、公海上でのMPAの設置について、同para61と62において破壊的な漁業慣行の防止について、議論を行うよう求められた。この結果、2005年6月のAd Hoc WG on Protected Area (Montecatini, Italy)、2006年11月SBSTTA-11 (Montreal, Canada)の会合で、同問題が議論され、勧告XI/Bにて、深海底生物資源の科学調査の透明性と情報共有の必要性および途上国の人材育成が求められたとのことである。2006年3月のCOP-8(ブラジル)では、Ad Hoc WGの結果を検討する予定とのことである。CBDは、海洋法全体をカバーする機能はないため、これらの結果を国連総会で設立さ

れたWGとシェアし、協力するとのことである。(Ms. Vierros, CBD事務局)

Alfonso Ascencio氏(メキシコ政府国連代表部)によると、国家管轄権に属さない地域の生態系の管理については、国連総会の役割が重要であるとのことである。CBDは生態系保護という点ではUNCLOSと関係しているが、CBDはUNCLOSに対して限定的な立場であり、破壊的漁業との関係でも、分野横断的かつ全ての問題が関係している国連総会が適していると指摘した。また、UNICPOLOS-5で公海上での海洋保護区の設置について議論したが、UNCLOSとの整合性から合意できず、総会という場が今後合意形成のために積極的に用いられるべきであろうとのことである。一方で、UNCLOSとの関係についてさらに研究が必要であり、とくに鉱物資源を中心とした深海底の地位(第138条との関係)および公海上での科学調査(生物資源については深海底の科学調査とは異なるため)の問題について、法的不確実性があり今後整理する必要があるとのことである。UNCLOSとの関係については、Scovazzi教授(ミラノ大学)が、海洋科学調査(marine scientific research)と生物資源調査(bioprospecting)の区別が曖昧であり、前者に関してはUNCLOSに規定があるが後者については未規定であるため、今後詰めていく必要があると指摘した。

Lee Kimball氏(IUCN)は、IUCNが同問題に携わってきた背景を説明し、①深海底の保護のために"Area Based Management"エリアベース管理(MPAシステムの創設など)、②深海底の生態系保護のためのIntegrated Approach、エコシステムアプローチを提唱した。そのためには科学的な検証が必要であるとのことである。また、UNCLOSなどの一つの大きな法的レジームに同問題を任せてしまうのではなく、個別問題に対応している特別の条約レジームの中でのキーとなるものを抽出すればよいのではとの指摘である。持続可能な開発原則、エコシステムアプローチ、環境影響評価(EIA)、予防原則、衡平な利用、透明性とアカウンタビリティ、ステークホルダーの参加、国際協力などの既存の原則を中心に発展すべきではとのことである。

Golitsyn氏(UN-DOALOS)は、同問題は多くの国家が慎重な対応を示しているのが現状であるが、社会・経済的發展との関係から深海底のガバナンスが必要になるとの考え方から生じていると説明した。また、新たな法的枠組みにより規制を行うことを求めているのではなく、ガバナンスと言うことで科学や倫理などを含めて議論すべきとのことである。

なお、深海底の生態系保護の観点から、底引き網などの破壊的漁業を禁止しているのは、地中海だけである。地中海では、1000メートル以下の深海底の底引き網漁は未だ実施されていないが、科学的に生態系への影響が不確実であるため、予防原則を適用し、禁止を実施している。

③ その他

・気候変動による海氷の減少、海面上昇が、海洋・沿岸域・島嶼の環境へもたらす影響については、今日理解が深まっているところであるが、それに対する明確な政策策定が行われていない。2007年12月に、気候変動に関するワーキンググループの科学調査の結果に関する報告書が提出される予定である。当報告書は、政策決定に重要な影響を与えるものとなりえるため、フォロー

一が必要とのことである。

・海洋生態系の保護には、南北問題が根本にあり、途上国に対する GEF などの国際機関のサポート力強化が重要であるとのことである。また、先進国は貿易慣行を是正するなどの政策転換が必要であると指摘された(Al Duda, GEF)。一方で、産業界が中心となったパネル 2 では、業界は自社製品についての責任(アカウンタビリティを含む)を明確にする方針をとっており、生産地、生産手法などを明記しているとのことである。いわゆる、エコラベリングを普及させている。これらは、単なる法的義務から産業界が行っているのではなく、持続可能な開発に関する道義的責任や社会的責務から生じているとのことである。

・生態系アプローチについては、世界銀行関係者からは、貧困緩和のために重要であると指摘されたが、一方で、概念的には重要であるが、プラクティカルなアプローチからは十分な社会的・文化的要素から十分な注意を払う必要があることが指摘された。利用者と保護者との間のギャップが大きく、「エコ」には環境的な生態系のエコロジカルだけでなく、人間活動という意味で経済というエコノミーの分析が必要であるとのことである。

(3) 評価

① WSSD の実施計画などの達成目標について、必ずしも十分でないことが多くのパネリストから報告された。世界銀行、UNEP、GEF などそれぞれのプロジェクトにおいてある程度の結果を出していると主張していたが、さらに達成目標を実施するための努力の必要性が訴えられた。このためか、各パネリストのプレゼン(とくに国際機関関係者)は、第 2 回の同会議やその他の海洋関係の国際会議で報告されたものと内容的に違いがないものが多かった。また、各プロジェクトの問題点や成功した場合はその背景や要因などの分析が行われていなかったため、WSSD をはじめとした行動計画の実施のために今後何が必要かについては明確にはならなかった。

② 持続可能な開発委員会が海洋を取り扱うのは、2014 年である。それまでに、どのように海洋の持続可能な開発問題などを国際社会のアジェンダに乗せていくかが課題であるとの認識があった。その意味でも、今回の会議のように、グローバルフォーラムで海洋問題を常に国際社会や政府関係者に継続して訴えていくことは重要であろう。今後、グローバルフォーラムは、水フォーラム(2006 年 3 月メキシコ)や UNICPOLOS-7 などでサイドイベントやセッションを設けることにより、海洋問題を国際社会および政府関係者に訴えていくとのことである。当財団においても、積極的にこれらの動向に関与し、国際社会における海洋問題を把握することは、日本における海洋政策を発展させ、政府関係者に海洋問題を継続して提起していくためにも重要であると痛感した。

③ 今回の会議では、やはり公海ガバナンスに関するパネルが最も重要であろう。これは、UNICPOLOS-5 をきっかけとして国際社会で動き出した問題であるが、日本は同問題に対しては否定的な立場をとっており、わが国の政策との関係からも今後引き続きフォローしていく必要がある。国際法との問題だけでなく、科学的根拠についても未だ曖昧であるため、慎重に検討すべきであろう。

同問題のうち、底引き網漁などの破壊的漁業慣行の是正については、2006年6月に開催予定のUNICPOLOS-7の議題となる予定である。

3-8 水フォーラム

(1) 世界水フォーラムについて

世界水フォーラムは、21世紀の持続可能な開発のためには「淡水資源管理」が必要不可欠な課題であるとの認識が、1992年の地球サミット以降、国際社会で高まったことで開催されることになった国際フォーラムであり、第1回は1997年にモロッコで開催された。以後、3年ごとに世界各地で開催されている。

第3回世界水フォーラムは、2003年3月に京都・大阪・大津で開催された。当財団は、この会議において、水循環および淡水の確保と管理に関する海洋の役割の重要性に着目して、国際海洋研究所(IOI)と共同で「水はめぐる森川海空・・・」をテーマに、海洋、気象、森林などの多様な関係者の理解と協力を得て、セッションを開催し、本問題についての理解とこれに対する取り組みを促進した。

今回、第4回世界水フォーラムが、メキシコシティで開催されるにあたり、第3回に引き続いてこれに参画して、当財団の事業活動およびそれに関連する海洋と淡水の相互作用に関する日本の研究や活動の内容をパネルで紹介するとともに、会議に参画した諸外国の関係者と意見交換および情報交換を行い、海洋シンクタンク活動の更なる発展に寄与することを目的とした。

第4回世界水フォーラムには、約130カ国から1万人以上が参加した。開会演説に立ったメキシコのフォックス大統領は、世界で十億人以上が水へのアクセスを持たない現状に触れ、貧困対策の大前提は清潔な水が利用可能かどうかにあること、水問題を解決している経験が世界各地にあることから、フォーラムの全体テーマを「世界的挑戦のための地域行動」としたことを説明した。

(2) 会議の主な内容・議論

会議はメキシコシティ、バナメックス・センターにおいて3月16日から22日まで開催された。セッション、水のフェア、水のエキスポは16日～22日、閣僚級会議が21日～22日の日程で行われた。

セッションのテーマは、次の5つである。

- 1、成長と開発のための水（3月17日）
- 2、統合的水資源管理(IWRM)の実施(3月18日)
- 3、水の供給と下水設備をすべての人へ(3月19日)
- 4、食料と環境のための水管理(3月20日)
- 5、リスク・マネジメント(3月21日)

セッションと平行して開催された水のフェアは、水に関する活動を行っている国際組織(アジア開発銀行、世界銀行など)や、大学(Mexican center for Water and Sanitation など)、NGO(WWF メキシコ、Mekong River Commission など)等のブースを中心とした展示であり、水のエキスポは、水問題に取り組む企業や組織を中心とした展示である。水のフェアと水のエキスポは、入場無料であり、世界中から集まったセッション出席者だけでなく、多くのメキシコ市民が参加した。

世界水フォーラムは、淡水の管理に焦点を当てているため、海洋に関する展示やセッションの数は少なかった。当財団は前回の世界水フォーラムに続いて、今回も水のエキスポでパネル展示を行ったほか、国土交通省による水と交通のセッションの企画に寺島常務理事が参加した。以下、今回の水フォーラムの水のエキスポの概要、水と交通のセッションの概要、他のセッションにおける海洋の取り上げられ方について報告する。

② 水のエキスポの概要

水のエキスポは、各地域における水問題の取り組みとその成果についての知識を共有することを目的としたものであり、250以上の企業や組織が参加して、それぞれが取り組んでいるグローバルな水問題のローカルな解決方法を紹介した。日本は国土交通省やリバーフロント整備センターなどの組織、IGES などの研究機関、TOTO をはじめとする企業、荒川流域ネットワークなどの NPO が集まり、25のブースからなる日本パビリオンを出展するなど、多くの参加者が見られた。当財団も日本パビリオンに「水はめぐる、森川海空(Interaction between Oceans and Freshwater)」と題したパネル展示を行った。

当財団の参加目的は、淡水管理に焦点を当てている世界水フォーラムにおいて、淡水と海とのつながりにも関心を喚起することであり、展示したパネルの内容は、①海洋も含めたグローバルな水循環へ関心を払うことの重要性(1枚)、②当財団の活動内容(2枚)、③日本でのアカデミックな取り組みとして京都大学の森川海連関学(1枚)と JAMSTEC の気候変動に海が与える影響の研究(1枚)を紹介したパネル(計5枚)を展示した。

配布資料として準備したものは、①パネル(パネルは英語で作成)のスペイン語訳ハンドアウト、②財団パンフレット(英・日)、③第3回世界水フォーラムで当財団が行ったセッションの議事録(英語)である。準備段階においてはスペイン語の資料がもっとも必要とされると予測されたため、

パネルのスペイン語訳ハンドアウトを 200 部準備した。これは、世界水フォーラム事務局から英語が読めないメキシコ市民の多数参加がみこまれると事前情報があったこと、そのためスペイン語による展示が奨励されていたことなどを考慮した結果であったが、実際には、英語の資料がほしいとの要望が多く、前回の水フォーラムの議事録がもっとも早くなくなった。これは一般的なメキシコ市民よりも、世界各国から集まった水問題の専門家に当財団の展示が高い関心を得た結果と推測される。

海洋に関係した問題を取り上げているブースは、当財団の他にはほとんど見られなかった。日本パビリオンに出展していた ICHERM (International Center for Water Hazard and Risk Management under the auspices of UNESCO) が水害のひとつとして津波を取り上げ、海岸の防災に関する展示を行っていたが、そのような水害を予防するための海岸線の開発手法(人口リーフや堤防など)の紹介や、沿岸の水質保全のための汚水処理システムの紹介などで取り上げられていたくらいであり、海を含めた水循環を取り上げた展示は見られなかった。

日本以外のブースでは、企業の参加が目立っており、浄化槽や下水道システム、水質検査キット、地下水を含めた地理情報システムを紹介する展示が多く見られた。

② 水と交通のセッション

リバーフロント整備センタの協力のもと、日本国の国土交通省および JICA が主催した水と交通のセッションでは、大韓民国建設交通部水資源局、アメリカ陸軍工兵隊、メコン河委員会、国際航路協会が参加し、内陸水運についての優良事例を共有することで、内陸水運の発展に向けた提言を世界に発信することを目的とした議論が行われた。本セッションでは、昨年メキシコ湾で発生した巨大ハリケーンの災害復旧や、日本での地震による災害復旧時に内陸水運が大きな役割を果たしたことが紹介され、内陸水運の整備は地域のリスク・マネジメントとしても重要な意義を持つことが指摘された。

そして、ベトナムやカンボジアをはじめとする途上国では、内陸水運がまだ十分に利用されていないこと、それは内陸水運の重要性が各国政府にも国際機関にもまだ十分に認識されておらず、設備投資や維持に必要な資金が十分に確保できないことに原因があることなどが報告された。他の主要な論点は次の通りである。

- ・ 物流再生(モーダルシフト)において、内陸水運は多くの貨物を少ないエネルギーで移動させることができ、他の物流手段と比較して CO2 の削減効果が高いので、推進することが望ましい。
- ・ 発展途上国における水路インフラの整備への国際協力を推進し、内陸水運の普及を推進する必要がある。
- ・ 先進国の都市部においては、防災、観光、環境、景観の質を向上させるために内陸水運

を利用した都市再生が重要である。

なお、本セッションには寺島常務理事が「内陸水運フォーローアップ研究会」の委員として(財)リバーフロント整備センターの委嘱により参加しており、水運が海と陸とをつなぐ役割を果たしていることについて注意を喚起することに貢献した。

③ 海洋に関するセッション

5 日間の期間中に約 210 のセッションが開催されたが、そのうち海洋に関するセッションとしては次のようなものがあった。

- 1) 河川と海岸の統合的な管理に向けた横断的スキームの強化 (メキシコ環境資源局、GEF 等が主催)
- 2) 淡水と海岸のリンクの管理—ローカル・アクションにおける前進 (UNEP、NOAA、メキシコ環境資源局等が主催)
- 3) 低地に置ける海岸の開発と防御 (オランダ・ノールトホルラント州、Centre of Built Environment(インドの NPO) 等が主催)

なお、プログラム上では他にも「沿岸域および湿地の sanitation が新しいコミュニティとエコシステム的发展へ与える貢献」と題したセッションが企画されていたが、会場変更等で運営スタッフも開催状況を把握しておらず、情報を得られなかった。参加したそれぞれのセッションの概要は次の通りである。

1) 河川と海岸の統合的な管理に向けた横断的スキームの強化

このセッションでは、水資源管理においては知識不足から淡水と海とのつながりが無視されてきたことが指摘され、淡水資源管理で議論されている IWM(Integrated Water Management)と沿岸域管理で議論されている ICZM(Integrated Coastal Zone Management)がリンクする領域について、両者が協働できる議論の場が必要なこと、各セクター内部およびセクター間の連携に基づいたアプローチが必要であることが議論された。

また地域の取り組みとして、PEMSEA や中国、メキシコ、黒海地域の例が紹介された。それぞれの地域では、複数の組織にまたがる問題の解決のために、異なるセクションが連携して管理計画を作成・実施することが重要であったこと、連携を促すためには市民の活動が鍵となったことなどが紹介された。特に、「統合するという概念が重要なキーワードになっているが、自然システムはすでに統合的に機能している。問題なのは、われわれの考え方、組織、制度がそれに見合った形で統合されていないことなのだ」という指摘は、会場の参加者から深い共感を得ていた。

2) 淡水と海岸域のリンクの管理

本セッションは、淡水のみに焦点が当てられがちな世界水フォーラムにおいて、海洋とのつながりに注意を向ける必要性を喚起することを目的としたもので、今年 1 月に行われた「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバルフォーラム」で行われた淡水と海洋のリンクに関する議論を紹介する内容だった。これまで、海洋と淡水とのつながりが議論されにくかった原因としては、両者を連続したものとして扱うための知識と体制が十分ではないことが指摘された。

3) 低地に置ける海岸の開発と防御

このセッションは、オランダの海岸線を有する各州とインドの NPO (Center for Built Environment in India) が共催したものであり、海岸線の管理について、フランス、メキシコ、インド、オランダでみられる地域的取り組みが紹介された。

また、セッションでは、下記のようなレコメンデーションがまとめられ、翌日の閣僚級会議にむけてオランダの Vice Cabinet Minister of Water に手渡された。

1. 海岸地帯の安全対策は、気象の変化に強く、かつ、環境と統合されていなければならない。オランダで行われている取り組みは非常に優れており、世界各地で応用できる。
2. 防御に過度に焦点を当てると、リスク・マネージメント上の盲点をつくる結果になる。必要なのは、意識を高め、早期警告システムをつくり、自発的な管理、訓練、利害関係者の参加、空間のプランニング法などを開発することである。
3. リスク・マネージメントにおいてもっとも重要なことは、水害の後の復旧システムである。
4. 持続可能性は、資源の賢い利用と、政府や外部からの支援への依存を削減していくことで得られるものである。これらを進めるには①集団全体の繁栄と②活動に参加することの喜びを促進することが重要である。
5. 広く受け入れられ、持続可能性があり、かつ、地域にあった計画をつくるためには①すべての利害関係者、地域住民、企業が参加する計画作成プロセス②地域のリーダーシップ③中央政府の調整と資金提供が重要である。
6. 地球規模の水害リスクとともに生きるための地域の生き残り戦略は、ローカル・レッジの開発や国際協力の基礎として使われるべきである。

(3) 評価

① 水のエキスポについて

企業はもちろん研究機関においても淡水の管理を扱った展示が多く、海を含めた水循環に言及した展示がほとんどなかった今回の水のエキスポでは、当財団がブースを出展したことは参加者の関心の幅を広げることに役立ち、非常に意義があった。これは、多くの参加者から資料の請求を受けたこと、メキシコのジャーナリスト(Coyoacan Global)から、取材を受けたことなどからも明

らかである。また、日本ブースへ出展していた地球環境戦略研究機関や荒川流域ネットワークなどと情報交換を行うことができ、森・川・海の連関を扱ったお互いの事業について今後も情報交換を行っていくことを約束するなど、ネットワークを広げることができた。

② 水と交通のセッションについて

水と交通のセッションでは、熱心な議論が行われ、これまで国際的な協力対象にならなかった内陸水運について、今後、協力を深めていこうという思いが共有された。当財団は寺島常務理事が企画からこのセッションに参画しているが、日本の内陸水運の優良事例を世界に向けて発信する場を設けたことで、日本の水運への評価を高めることに成功しただけでなく、今後展開されるだろう水運に関する国際協力でも活躍の場を得ることが期待できる。

③ その他のセッションについて

海洋に関するセッションや展示の数は多くはなかったが、各セッションには150名から250名ほどの参加者が集まり、多くの関心を集めていた。このような海洋への関心の高まりは、近年頻発している津波やハリケーンによる水害の影響によるものと考えられる。当財団としては、このような関心の高まりを逃すことなく、防災という面以外にも、環境保全や安全保障、水産資源の持続可能な利用など海洋管理全体に水資源管理分野の多くの人の意識を向ける活動を積極的に行う好機であると感じた。

以上より、WWF 4 への参画は今後の財団の事業の推進および発展に非常に有意義なものであった。



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成17年度 世界の海洋グループ活動への参画 活動報告書
－海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究－

平成18年3月発行

発行 海洋政策研究財団
(財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN4-88404-172-0